

機密性2情報  
事務連絡  
令和6年3月29日

各事務所用地（担当）課長 殿

用地補償課長

営業調査算定要領の解説の改訂について

標記について、令和6年3月29日付け事務連絡にて、不動産・建設経済局土地政策課公共用地室用地調整官から用地補償課長あて、別紙のとおり発出されましたので、送付します。

機密性2情報  
事務連絡  
令和6年3月29日

土砂処分管理官 殿

用地補償課長

営業調査算定要領の解説の改訂について

標記について、令和6年3月29日付け事務連絡にて、不動産・建設経済局土地政策課公共用地室用地調整官から用地補償課長あて、別紙のとおり発出されましたので、送付します。

事務連絡  
令和6年3月29日

各地方整備局用地部用地補償課長 殿  
北海道開発局開発監理部用地補償課長補佐 殿  
沖縄総合事務局開発建設部用地課長 殿

不動産・建設経済局 土地政策課  
公共用地室 用地調整官

営業調査算定要領の解説の改訂について

営業調査算定要領の解説を別紙のとおり改訂したので送付します。

制定 令和3年4月

改訂 令和6年3月

# 営業補償調査算定要領

## の解説

令和6年3月

不動産・建設経済局

土地政策課 公共用地室

# Q&A目次

## 1 営業に関する調査について

Q 1【営業に関する調査の概要について】 .....	P 2
Q 2【物的関係調査について】 .....	P 2
Q 3【権利関係調査について】 .....	P 3
Q 4【法人事業概況説明書について】 .....	P 3
Q 5【確定申告書の調査について】 .....	P 5
Q 6【法人の調査資料について（概要）】 .....	P 5
Q 7【個人事業主における青色申告と白色申告の違いについて】 .....	P 6
Q 8【個人事業主（青色申告）の調査資料について（概要）】 .....	P 7
Q 9【個人事業主（白色申告）の調査資料について（概要）】 .....	P 8
Q 10【被補償者から調査協力が得られない場合について】 .....	P 8
Q 11【法人の調査資料について（詳細）】 .....	P 9
Q 12【個人事業主（青色申告）の調査資料について（詳細）】 .....	P 10
Q 13【個人事業主（白色申告）の調査資料について（詳細）】 .....	P 11
Q 14【仮営業所の設置に関する調査について】 .....	P 11
Q 15【営業廃止補償に関する調査について】 .....	P 12
Q 16【営業規模縮小補償に関する調査について】 .....	P 12
Q 17【業種別調査事項について】 .....	P 14
Q 18【営業休止補償 収益減・得意喪失に関する調査について】 .....	P 14
Q 19【複数支店等のうち1つの支店等が支障となる場合の資料収集について】 .....	P 14

## 2 営業廃止補償について

Q 20【営業廃止補償の概要について】 .....	P 17
Q 21【営業の継続が不可能となる可能性がある業種等について】 .....	P 17
Q 22【営業権の概要について】 .....	P 20
Q 23【営業権等の算定方法について】 .....	P 20
Q 24【年間企業者報酬額及び自己資本利子見積額の算出について】 .....	P 21
Q 25【営業用固定資産の売却損の補償の必要性について】 .....	P 21
Q 26【「解体せざるを得ない状況にある資産」「スクラップとしての価値しかない資産」について】 .....	P 22
Q 27【固定資産の売却損の「現在価格」の認定について】 .....	P 22
Q 28【営業用流動資産の売却損の補償の必要性について】 .....	P 22
Q 29【解雇予告手当相当額の補償期間の認定について】 .....	P 22
Q 30【30日前に解雇予告できない場合について】 .....	P 23
Q 31【帰郷旅費相当額について】 .....	P 23
Q 32【転業期間の年間認定収益と休止期間の年間認定収益について】 .....	P 23

### 3 営業休止補償について

Q 3 3【営業休止補償の適用について】 .....	P 2 5
Q 3 4【営業休止補償の各補償項目の概要について】 .....	P 2 5
Q 3 5【営業休止期間の認定について】 .....	P 2 6
Q 3 6【営業休止期間の認定の留意点について】 .....	P 2 8
Q 3 7【収益額・所得額の認定について】 .....	P 2 8
Q 3 8【損益計算書からの収益の認定について】 .....	P 3 0
Q 3 9【収益額の認定における留意点について】 .....	P 3 1
Q 4 0【法人の場合の収益額の認定について】 .....	P 3 1
Q 4 1【収益額の認定における法人と個人事業主の違いについて】 .....	P 3 3
Q 4 2【個人事業主（青色申告）の所得額の認定について】 .....	P 3 4
Q 4 3【個人事業主（白色申告）の所得額の認定について】 .....	P 3 5
Q 4 4【所得税の確定申告を行っていない場合の所得額の認定について】 .....	P 3 5
Q 4 5【収益の認定にあたり3カ年分の収益及び経費に関する調査が必要となる理由について】 .....	P 3 5
Q 4 6【年間収益額がマイナスの場合の収益減補償の取扱いについて】 .....	P 3 6
Q 4 7【複数支店等のうち1つの支店等が支障となる場合の収益額の認定について】 .....	P 3 6
Q 4 8【得意先喪失の補償の概要について】 .....	P 3 7
Q 4 9【売上減少率表の概要について】 .....	P 3 9
Q 5 0【売上減少率表の複数の分類に該当する場合の適用について】 .....	P 3 9
Q 5 1【限界利益率の概要について】 .....	P 3 9
Q 5 2【限界利益率の求め方について】 .....	P 4 0
Q 5 3【得意先喪失の補償を行わない場合について】 .....	P 4 1
Q 5 4【固定的な経費の補償の概要について】 .....	P 4 1
Q 5 5【固定的経費の認定にあたり確認する書類について】 .....	P 4 2
Q 5 6【「電気等の基本料金」「火災保険料」「減価償却費」の認定について】 .....	P 4 2
Q 5 7【「借入資本利子」の認定について】 .....	P 4 3
Q 5 8【平均賃金の認定について】 .....	P 4 4
Q 5 9【平均賃金の算定について】 .....	P 4 4
Q 6 0【個人営業の事業主給与、専従者給与 及び 法人経営の事業主給与の取扱いについて】 .....	P 4 5
Q 6 1【役員賞与の取扱いについて】 .....	P 4 5
Q 6 2【他の営業所で従事できる場合について】 .....	P 4 5
Q 6 3【従業員が一時限りの臨時雇用の取扱いについて】 .....	P 4 6
Q 6 4【労働基準法21条に規定する労働者であることの確認方法について】 .....	P 4 6
Q 6 5【商品、仕掛品等の減損の補償の概要について】 .....	P 4 7
Q 6 6【商品、仕掛品等の減損の補償の具体例について】 .....	P 4 7
Q 6 7【長期間休業補償することにより生ずる商品、仕掛品等の減損の補償について】 .....	P 4 8
Q 6 8【移転広告費等の補償の概要について】 .....	P 4 9

Q69【移転広告費の広告枚数や回数の認定について】 .....	P49
Q70【移転通知費の通知枚数の認定について】 .....	P49
Q71【開店祝費の概要について】 .....	P49
Q72【その他の費用の具体例について】 .....	P50
Q73【フランチャイザー（本部）に対するロイヤリティの補償について】 .....	P50

## 4 営業休止補償（仮営業所を設置して営業を継続する場合）について

Q74【仮営業補償の補償を認定する要件について】 .....	P52
Q75【公益性の強い事業における仮営業補償の必要性について】 .....	P52
Q76【仮営業所を設置して営業を継続する場合の各補償項目の概要について】 .....	P52
Q77【仮営業所の設置費用の算定の留意点について】 .....	P53
Q78【仮営業補償における収益減補償の留意点について】 .....	P53
Q79【仮営業補償における得意先喪失補償の留意点について】 .....	P54
Q80【仮営業補償における商品、仕掛品等の減損の補償の留意点について】 .....	P54

## 5 営業規模縮小補償について

Q81【営業規模縮小補償の認定について（概要）】 .....	P56
Q82【営業規模縮小補償の認定について（詳細）】 .....	P56
Q83【営業規模縮小に伴う固定資産の売却損の補償について】 .....	P57
Q84【解雇予告手当相当額の補償の必要性について】 .....	P58
Q85【その他資本・労働の過剰遊休化による通常生ずる損失額の補償の概要について】 .....	P58
Q86【経営効率低下に伴う収益補償の必要性について】 .....	P59
Q87【規模縮小率の認定について】 .....	P60

## 6 税込経理方式と税抜経理方式の概要と取扱について

Q88【税込経理方式と税抜経理方式の概要について】 .....	P62
Q89【税込経理方式が採用されている場合の営業休止補償の取扱について】 .....	P64

## 7 算定例

算定例1【法人 自動車販売等の支店が支障となった場合の営業休止の補償事例】 .....	P68
算定例2【個人事業 酒店が支障となった場合の営業休止の補償事例】 .....	P98

### 留意事項

「基準」・・・・・・国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準

「運用方針」・・・・・・国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針

「要領」・・・・・・営業補償調査算定要領

【1 営業に関する調査について】



Q1

営業に関する調査はどのような内容か。〈要領第2条〉

A1

営業に関する調査は、要領第2条に規定されており、大きく「基本的調査事項」「業種別調査事項」「補償種別調査事項」に区分され、それぞれについて細分された調査項目が規定されており、例えば、基本的調査事項については、「営業主体に関するもの」「業務内容に関するもの」「収益及び経費に関するもの」「その他」に細分される。

なお、営業に関する補償額を算定するにあたっては、要領第2条に規定される調査に加え、企業が営業活動を行う上でどのような施設や権利をもって活動しているのかという、物的関係調査と権利関係調査が必要となるが、これらの調査については、一般に他の物件調査等で調査されるもの（土地・建物等の調査における用地実測図や物件の配置図や登記記録の調査等）であるので、営業調査に特有の調査ということではない。

Q2

物的関係調査とは具体的にどのような資料を調査するのか。

A2

物的関係調査における調査資料をまとめると、概ね次のとおりである。特に、工場等の生産工程があるような場合は、機能面からの損失の発生の有無を検討するので、関連する資料の収集に努める必要がある。

物的関係調査			
項目		調査資料	備考
a	土地関係	地図(公図)、用地実測図、位置図、工事平面図、住宅地図、都市計画図	対象土地及び周辺の利用状況並びに土地利用規制、建ぺい率、容積率等が判別できる図面
b	建物関係	建物等配置図、建物平面図、写真	建物の規模、構造、用途等の物件全般の利用状況が把握できる図面
c	工作物（機械設備、生産設備等）関係	設備関係の屋外・屋内別配置図、生産工程図、動線図、構造図、写真	設備に関する配置及び生産工程の流れ（車両、人、物の流れを含む）等が確認できる図面

Q3

権利関係調査とは具体的にどのような資料を調査するのか。

A3

権利関係調査は、被補償者である営業体が営業活動を行う上での許認可やどのような組織で構成されているか及び営業活動に使用されている土地、建物等の営業用施設に対してどのような権利を有しているかということ进行调查する。営業体はその人格が法人と個人に区別されるが、特に、法人の場合の商業登記記録や税務署に提出する法人事業概況説明書は、事業概要を把握する上で不可欠な資料である。権利関係調査における調査資料は、概ね次のとおりである。

権利関係調査		
a	許認可等の資料 土地登記記録 建物登記記録	企業の営業に関する許認可等が必要な場合の当該法令、許認可証等 (JIS、ISO、JAS等を含む。)の資料及び土地・建物等の営業用施設に対しどのような権利を有するか確認するための資料
b	法人登記記録 商業登記記録 法人事業概要説明書	営業上の権利者及び企業の所在地、代表者、役員、資本金、営業種目等を確認するための資料
c	戸籍謄本 住民票	個人の事業者の場合、営業体の人的関係を確認するための資料 所轄の税務署に提出する資料
d	土地賃貸借契約書 建物賃貸借契約書	営業体が借地人又は借家人の場合、企業の土地、建物、設備等の賃貸借関係を確認するための資料
e	組織図等	全体及び支障営業所の組織図、人員、役割、勤務形態等
f	関係法令等	当該営業体の営業地移転に関する法令、条例等

Q4

法人事業概況説明書とはどのような書類か。〈要領第2条第1号(一)ロ(5)〉

A4

法人事業概況説明書は、平成18年度の法人税法の改正により確定申告書に添付することが義務付けられた書類で、法人の営業概要を知る上で参考となる書類である。

(資本金1億円以上の法人等国税庁所管の法人については、「会社事業概況書」を調査する。)

なお、個人にあっては、法人のように決まった形で書類があるわけではないので、法人事業概況説明書の内容と同様の調査を自ら実施する必要がある。(QA12(3)も同様)

# 法人事業概況説明書

FB1006



別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。  
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

この用紙はどごまさないでください

法人屋号( )		事業年度	自平成 年 月 日	至平成 年 月 日	整理番号		
法人名		電話( )	本社ホームページの有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	税務署	処理欄	
法人番号		本社ホームページの有無		(本社ホームページアドレス)			
1 事業内容	( )業	(1) 国内支店・店舗数			(2) 国内子会社の数		
	支店・子会社の状況	支店・店舗数			海外子会社の数		
	海外支店	支店・店舗数			うち出資割合が50%以上の海外子会社の数		
4 期末従業員の状況	(1) 常勤役員			(1) 取引種類			
	(2) 期末従業員			輸入			
	(3) 期末従業員単位の状況			輸出			
10 主要科目	売上(収入)高			取引金額(百万円)			
	売上(収入)原価			輸入			
	売上(収入)総利益			輸出			
11 代表者に対する報酬等の金額	役員報酬			取引金額(百万円)			
	従業員給料			輸入			
	交際費			輸出			

注1 (1)の有・売上欄に該当がある場合  
注2 運送業においては燃料費、金給費、保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。  
注3 金融業、保険代理業においては、売掛金欄には未収利息、買掛金欄には未払利息を記載してください。  
注4 「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社(貴法人)が同該会社の場合に記載してください。

## Q5

確定申告書の控を調査するのはどのような理由からか。〈要領第2条第1号(一)ハ(1)〉

## A5

収益及び経費に関する調査は、個人も法人も、原則として、税務署へ提出した確定申告書の控を中心として調査する。

我が国の税法は、申告納税制度(注)をとっており、納税者自身が収入金額、必要経費の額、所得額を計算し、税務署に申告することが義務づけられている。したがって、営業調査は、納税者が税務署に申告した確定申告書を基に、その根拠となる帳簿等の調査をすることにより行うこととなる。

(注) 申告納税制度は、納税者自身が自主的に自分の所得を正確に計算し、その所得にかかる税金を納税する制度をいう。

営業に関する補償額の算定は、正確な資料に基づいて行うわけであるが、税務署提出の確定申告書の控を原則として使用するの、そこに記載された数値が公的機関の認めた信頼し得るものと考えられるからである。そのために税務署の受付印(電子申告(e-Tax)の場合は受信通知を含む)のあるものを収集する必要がある。

## Q6

収益及び経費に関する調査について、法人の営業資料においてはどのような資料を調査するのか。〈要領第2条第1号(一)ハ〉

## A6

法人の場合は、確定申告書の収集が必須の条件であり、一般に、法人の確定申告書には、法人事業概況説明書、貸借対照表、損益計算書、同付属明細書が添付されており、営業に関する補償額を計算する上での中心的な資料といえる。しかし、固定的経費の補償や従業員の休業補償を行うためには、より詳細な内訳のわかる資料が必要であり、その資料として総勘定元帳、賃金台帳が必要となる。

なお、法人の場合、個人でも同様であるが、往々にして多部門を有する多角経営であったり、チェーン店であったり、本支店等の営業所又は工場が他にあたりする場合がある。これらの場合は、各部門別あるいは各営業所別の営業実績を判明できる資料が必要となる。

なお、上場企業については、過去3か年の経営状況を確認する上で「有価証券報告書」を政府刊行物センターで購入又は当該企業のHPよりダウンロードする等により参考とすることもできる。

法人の営業資料			
書類	内容	備考	
a	法人の事業概況 説明書	1 法人名、納税地 2 事業内容、事業形態 3 電子計算機の利用状況 4 主要科目(売上、原価等) 5 主な設備 6 帳簿類状況 7 月別の売上高等	企業の事業内容、営業成績の概要がわかる。
b	確定申告書の控 (表紙)	1 会社の名称、所在地、資本金 2 代表者名 3 納税額の計算	間違いなく税務署へ申告したものであるか 受付印で確認する。
c	付属明細書	1 所得の計算に関する明細書 2 租税公課の給付状況に関する明細書 3 減価償却に関する明細書 4 借入金及び支払利子の内訳書 5 人件費の内訳書 6 地代家賃の内訳書 7 雑益雑損の内訳書	収益額、固定的経費及び人件費の認定のため に活用される内訳データとしての資料
d	損益計算書	企業の経営成績を表示する報告書	収益額の認定のために必要な書類 この場合、経営成績を知るために過去3か 年分の損益計算書を収集する。
e	貸借対照表	企業の財政状態を表示する報告書	固定的経費の認定で、長期借入金の有無等 を確認するときに活用する。
f	総勘定元帳	各勘定科目ごとの内訳明細	収益額として認定するか否か及び固定的経 費として認定するか否か細かい内訳明細を 調べるときに活用する。
g	賃金台帳	従業員の賃金支払明細	従業員の休業補償を行うときに常雇か臨時 雇用か、管理部門の従業員か否か、賞与等 を確認するときに活用する。

## Q7

個人が確定申告する場合の青色申告と白色申告の違いはどのような内容か。

## A7

個人事業主が所得税の確定申告を行うにあたっては、「青色申告」と「白色申告」の2つの制度が設けられており、両者の違いは、主に、作成する会計帳簿の厳密性にある。青色申告は、厳密な会計帳簿を作成する必要があり、作成する帳簿の種類も白色申告に比べ多い。

青色申告と白色申告は、作成する会計帳簿の違いから税務上の優遇措置に違いがあり、青色申告は、次のような費用を算入する特典が認められている。

青色申告の主な特典	
a	専従者給与の必要経費算入
b	事業主特別経費準備金
c	貸倒引当金、退職給与引当金、製品保証引当金
d	交際費、接待費など家事関連費の必要経費算入
e	固定資産の割増償却と耐用年数の短縮
f	純損失の繰越し繰戻し
g	更正の制限と更正理由の付記

また、青色申告においても、「正規の簿記（一般的には複式簿記）」「簡易簿記」の簿記方式の違いがあり、記帳方式や作成する帳簿の違いにより青色申告特別控除の控除額等に違いがある。

Q8

収益及び経費に関する調査について、個人が確定申告を行う場合の青色申告の営業資料にはどのようなものがあるのか。〈要領第2条第1号（二）〉

A8

#### （1）青色申告書の控

青色申告書の控を収集するが、確定申告を行ったものであるか否かを確認するために税務署の受付印のあるものを収集する。青色申告による確定申告には、損益計算書及びその付属明細書が添付されているので併せて収集する。

主な付属明細書	
a	月別の売上（収入）金額及び仕入金額
b	給与賃金の内訳
c	専従者給与の内訳
d	貸倒引当金繰入額の計算
e	減価償却費の計算
f	利子割引料の内訳
g	地代家賃の内訳
h	税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

#### （2）総勘定元帳等

法人の場合とほぼ同様であるが、帳簿については、青色申告の場合、所得税法で規定する帳簿としては「正規の簿記で記帳しなければならない場合」と「簡易簿記で記帳してもよい場合」とがあるが、税法では特に定めはなく、一般に次のようなものとされている。

正規の簿記の場合		簡易簿記の場合	
a	総勘定元帳	a	現金出納帳
b	売上帳	b	売掛帳
c	仕入帳	c	買掛帳
d	得意先元帳	d	経費帳
e	現金出納帳	e	固定資産帳
f	預金出納帳		
g	固定資産台帳		

## Q9

収益及び経費に関する調査について、個人が確定申告を行う場合の白色申告の営業資料にはどのようなものがあるのか。〈要領第2条第1号(二)〉

## A9

白色申告の場合、確定申告の控と帳簿を調査する。

なお、青色申告を選択していない個人事業主が行う白色申告制度に関して、税制改正により平成26年1月以降、事業所得等を有するすべての白色申告者に対し、記帳・帳簿等の保存制度が設けられた。これにより、白色申告対象者は、収入金額にかかわらず、収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）の記帳並びに業務に関して作成したこれ以外の帳簿（任意帳簿）及び根拠となる請求書、領収書等の書類も含む一定期間の保存が義務付けられることとなった。

こうしたことから、白色申告対象者に対する営業関係資料の収集については、被補償者の協力が得られれば、かかる税制改正以前に比べ困難を伴うことは少ないと考えられる一方、総勘定元帳まで作成されていない等、勘定科目別に明瞭に整理されていないケースや必要経費の内訳が不明な例等においては、現金出納帳等の帳簿を調査者自らで科目別に整理せざるを得ない場合がある。

白色申告の場合			
	書類	内容	備考
a	確定申告書の控	所得に関する計算及び申告納税額が計算されている。	総売上及び総費用が記載されているが、明細は不明である。
b	帳簿	現金出納帳、売上帳、仕入帳等	定められた帳簿はないが、できるだけ聞き込み調査を行い実態を把握する。

## Q10

収益及び経費に関する資料など、営業補償の算定に必要な調査について、被補償者の協力が得られない場合はどのような取扱いとなるか。〈要領第2条第1号(一)ハ〉

## A10

営業に関する補償額を算定するための客観的資料が得られない場合、適正な算定は困難である

ため、営業に関する補償額については算定対象外とせざるを得ない。

よって、適正な補償のためにも、協力要請に努めることが肝要である。

Q11

収益及び経費に関する資料は、どのような資料か。またそれらの資料は、法人における営業休止の補償について、どのように用いるのか。〈要領第2条第1号（一）ハ〉

A11

営業休止補償について、法人の場合は以下の資料を活用することとなる。

**(1) 確定申告書の控**

収集した資料が信頼し得るか否か確認をするための資料である。この場合、税務署の受付印（電子申告（e-Tax）の場合は受信通知を含む）が必要である。この確定申告書の記載内容の真実性の確認は、次に述べる損益計算書に記載された数字の確認及び確定申告書の内訳明細により確認することができる。

**(2) 損益計算書**

確定申告のときに添付することが義務づけられている書類で、会社の経営成績を表示する報告書で補償額算定のための中心的な資料である。この場合、過去3か年の損益計算書を収集する。これは、会社の過去の営業成績を知り、将来の営業成績を予測することと共に、補償額の算定にあたり収益額の認定をする際の参考とするためである。

**(3) 貸借対照表**

会社の財政状態を表示する報告書で、現金、積立金、剰余金等の資産内容がどうなっているか、負債は大きいのか、企業が移転するにあたって資金的な余裕があるかどうか判断することができ、棚卸資産、固定資産等の資産の内容や長期借入金の有無を確認するための資料である。

**(4) 勘定科目内訳明細書**

確定申告のときに添付すべき書類として義務付けられているもので、所得の計算に関する明細書、租税公課の納付状況に関する明細書、減価償却に関する明細書、借入金及び支払利子の内訳書、人件費の内訳書、地代家賃の内訳書、雑益雑損の内訳書、貸倒引当金の損算入に関する明細書等のいろいろな内訳明細書がある。これらの明細書が資料として収集されれば、収益額、固定的経費の額、従業員の賃金の額等の認定が可能となる。ただし、固定的経費及び従業員の賃金の額を認定する場合は、別に総勘定元帳や賃金台帳を調査し資料として収集する必要がある。

**(5) 総勘定元帳等**

その他、営業に関する補償額を算定するための資料としては、総勘定元帳と賃金台帳がある。総勘定元帳は、各勘定科目（注）ごとに一会計期間にわたる費用及び収益の発生の実に基づいて記録する会計書類で、固定的経費の認定をする場合、広告宣伝費、福利厚生費、公租公課、保険料、諸組合費等の費用については、その支出の内容によっては補償できるものとできないものがあり、より具体的な明細を調べるときに必要となる帳簿である。賃金台帳は、個人別、月別に各人の賃金支払額が記載された帳簿で、従業員の休業補償を



する場合、補償対象の従業員が常雇であるか臨時雇用であるかの認定をするときに必要となる書類である。

(注) 勘定科目とは、資産、負債、資本、損益の増減を明瞭に記録計算するために、それぞれの種類別にもうける計算単位のこと、例えば、資産の増減を記録計算するときに、全体を一括するよりも、現金、預金、売掛金というように種類別に分けて記録計算する。主な勘定科目は、資産勘定、負債勘定、資本勘定、損失勘定、利益勘定に分けられ、資産勘定は、さらに現金勘定、預金勘定、売掛金勘定、商品勘定、備品勘定等に分けられる。

## Q12

個人（青色申告者）において、収益及び経費に関する資料並びに事業の概況に関する資料は、営業休止の補償について、どのような資料を調査するのか。〈要領第2条第1号（二）〉

## A12

営業に関する補償額を算定する場合、資料等の面から比較的基本的なものが整い内容も分かり易く簡単なものが青色申告の資料である。所得税法では、青色申告者の帳簿書類の記録及び保存について規定しており「正規の簿記で記帳しなければならない場合」と「簡易簿記で記帳してもよい場合」とに分けられている。

### （1）確定申告書の控

法人の場合と同様で、資料の信頼性という意味で税務署の受付印（電子申告（e-Tax）の場合は受信通知を含む）のあるものを収集する。青色申告により確定申告をする場合の添付書類は、次の通りである。

- 1) 損益計算書
- 2) 専従者給与の内訳、給料賃金の内訳、月別の売上金額及び仕入金額、貸倒引当金繰入額の計算書、価格変動準備金積立額の計算書、減価償却額の計算書、利子割引料の計算書、地代家賃の内訳、税理士・弁護士の報酬の内訳
- 3) 資産負債調書（貸借対照表）、製品原価の計算書

### （2）帳簿

調査すべき帳簿としては、法人の場合と同様に総勘定元帳が中心となるが、前述のとおり「正規の簿記の場合」と「簡易簿記の場合」とに分けられ、次の帳簿がある。

「正規の簿記の場合」…総勘定元帳、売上帳、仕入帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳、固定資産台帳、仕訳帳

「簡易簿記の場合」…現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳

### （3）事業の概況に関する調査書

法人のように決まった形で書類があるわけではないので自ら調査をし作成するもので、法人事業概況説明書の内容と同様の調査をする必要がある。

この調査書は、補償方針を決定するための重要な資料となるもので、内容については、次に示す項目を整理しておく必要がある。

- 1) 事業の内容（企業の取り扱っている商品や製品とその割合、多角経営で兼業種目がある

- 場合のその部門別割合、小売業で店頭販売と受注販売に分かれる場合のその割合)
- 2) 各事業所の状況（数箇所の事務所をもつ企業の場合の各事業所の売上等の事業内容）
  - 3) 従業員等の状況（家族労働、常雇、臨時雇用、数箇所の事業所をもつ企業の場合の本社の庶務経理等の共通管理費）
  - 4) 月別売上高（仕入高）の状況
  - 5) 経理の状況（備え付けの帳簿の確認、経理担当者の確認、委託している会計事務所の確認）
  - 6) 当期の営業成績の概要（企業の1年間の営業活動の内容）

### Q13

個人（白色申告者）において、収益及び経費に関する資料並びに事業の概況に関する資料は、営業休止の補償について、どのような資料を調査するのか。〈要領第2条第1号（二）〉

### A13

白色申告の場合は、一定の帳簿の備え付けが義務付けられているため、資料の収集に困難を伴うことは少なく、また、通常は現金出納帳、売上帳、経費帳程度は備えていると思われるので、これらを収集し算定資料とする。ただし、不明瞭なことがある場合は実地調査を行う等被補償者の協力が必要となる場合もある。

白色申告の場合に収集すべき資料としては次のものがある。

#### （1）確定申告書の控

法人の場合と同様に税務署の受付印（電子申告（e-Tax）の場合は受信通知を含む）のあるものを収集する。白色申告は総売上高から総費用を控除し所得額を表示する方法をとっているが、本人が記載するものは記載内容に不備がある場合が多く、帳簿等により確認する必要がある。

#### （2）帳簿

一般に総勘定元帳を備えている場合は少なく、現金出納帳、売上帳、経費帳程度を備えているのが普通である。帳簿が現金出納帳だけしかない場合は、収益額を認定したり固定的経費の額を認定する前の段階として、現金出納帳の科目別の整理を行い、その資料として仕訳帳、試算表の作成という作業がある。この意味で白色申告者の資料の収集は、法人の場合と比較して自ら作成する資料が多いといえる。

#### （3）事業の概況に関する資料

青色申告者の場合と同じ項目で整理し、資料を作成する。

### Q14

営業休止の補償で仮営業所を設置する場合について、どのような資料を調査するのか。〈要領第2条第3号（二）□〉

### A14

営業休止の補償で仮営業所を設置する場合の調査は、業種、建物規模、地域の状況等により次

のとおりとなる。この場合、既存の動産が利用可能か否かを検討した上で、更に机、椅子、コピー機等のレンタルが必要となれば、当該レンタル料の調査を実施する。

a	仮営業所を借上げる場合	仮営業期間中の必要とされる店舗、事務所、工場等について適当とする建物の有無及び周辺地域の賃料を調査する。
b	仮営業所を建設する場合	仮営業所の適地の有無及び地代、建設費又は仮設組立建物のリース料等を調査する。

#### Q15

営業廃止の補償について、どのような資料を調査するのか。〈要領第2条第3号（一）〉

#### A15

営業廃止の補償の場合は、前述の収益及び経費に関する調査等のほか、次の資本（会計処理上では「資産」勘定である。）及び労働に関する調査を実施する。

種別	帳簿等	内容	
a	営業権	無形固定資産台帳	営業権に取引慣行があり譲渡性があれば、同種の営業に関する営業権の取引慣行から正常な取引価格を調査する。有償譲受又は合併により取得した権利は薄価（無形固定資産）を調査する。
b	固定資産	固定資産台帳	売却損の補償額を算定するために建物、機械設備、車両運搬具、器具備品等の固定資産の現在価値を調査する。
c	流動資産	総勘定元帳	売却損の補償額を算定するために商品、仕掛品、原材料等の流動資産の現在価値を調査する。
d	労働	雇用契約関係書類	解雇又は退職に関する労働協約、就業規則、その他の雇用契約に関する調査をする。

その他、営業を廃止することにより生ずる損失として、営業上の契約の解除又は解約に伴い支払いを要する違約金、あるいは精算法人の場合に要する諸経費等が予測される場合は、それらに関する専門家の意見書等の資料を調査する必要がある。特に、廃止補償の場合は、営業継続に必要な法規制等について十分調査しなければならない点に留意が必要である。

#### Q16

営業規模縮小の補償について、どのような資料を調査するのか。〈要領第2条第3号（三）〉

#### A16

営業規模縮小の補償の場合は、要領第2条第1号に規定する「基本的調査事項」のほか、営業規模縮小に伴い不要となる固定資産の売却損、資本及び労働の過剰遊休化に伴う製造費及び販売

費に関する調査を行う。この場合、固定資産の売却損に関する調査は、前記QAの営業廃止の補償に準じて行う。また、資本の遊休化に関する調査については、製品の単位当たりの製造及び販売に要する原価について、その効率低下に関する調査を実施する。

帳簿	調査科目	備考
製造原価計算書	前期棚卸高 当期材料仕入高 当期材料消費高	商品の販売量、製品の製造量を調査する。

営業規模縮小の補償は、営業用の建物の移転工法に着目して、当該建物を除却工法により建物の一部を除却し縮小する又は改造工法によって建物の一部を縮小する等の場合が想定されるので、特に営業に關与している部分（売場面積等）の縮小の割合に関する資料が必要となる。

したがって、当該建物の登記記録、図面、写真等のもとより、縮小後の建物の図面等（計画図）も必要となる。

### （１）法人の場合

法人事業概況説明書、確定申告書の控、損益計算書、貸借対照表のほか、次の資料を収集する。

- 1) 営業の規模が縮小されることによって不要となる営業用固定資産に関する資料として、縮小に係る建物、機械装置、車輛運搬具、器具備品等に関する資料
- 2) 解雇予告手当相当額に必要な資料として、一部解雇することとなる従業員の平均賃金に関する資料（賃金台帳）
- 3) その他資本の過剰遊休化及び経営効率の低下により通常生ずる損失額の認定に必要な資料として、商品の単位当たり生産費又は販売費等の増大分の算定に関する資料（商品の原価計算に関する資料であり、営業規模縮小により減少した商品の製造量又は販売量に対応する固定費に関する資料も必要である。）

### （２）個人の場合

#### 1) 青色申告者

確定申告書の控、営業の概況に関する調査のほか、法人の場合に準じて収集する。

#### イ 固定資産台帳等の調査

固定資産台帳の調査を行うことにより、営業用設備、機械器具装置等の調査を行う。

特に製造業の場合は、固定資産台帳の補助簿である機械台帳を調査することにより、各機械の名称、取得年月日、型式等を確認することができる。

#### ロ 総勘定元帳の調査

各勘定科目ごとに一会計期間にわたる費用及び収益を発生の実に基づいて記録する会計書類であり、収益及び経費の内訳を調べるための認定資料となる。

例えば、固定的経費の認定で、福利厚生費や広告宣伝費は、支出の目的によって、固定的経費と認められるものとそうでないものがあるため、総勘定元帳を必ず調べ確認する必要がある。

また、従業員の休業補償を行うため、総勘定元帳の補助簿である賃金台帳を調査する必要がある。

## 2) 白色申告者

基本的には青色申告者の場合と同じであるが、確定申告書の控及び営業の概況に関する調査のほか、営業規模が縮小することによって不要となる営業用固定資産に関する資料を収集する。

### Q17

要領第2条第2号に規定する「業種別調査事項」は、全て調査する必要があるのか。

### A17

要領第2条第1号の基本的調査事項に規定する会計資料から把握できる場合は、それを利用することが出来る。

補償方法の決定・営業に関する補償額の算定にあたり、基本的調査事項では不足する場合に要領第2条第2号を参考に必要な事項を調査する必要がある。

### Q18

要領第2条第3号(二) 営業休止の補償について、「休業期間中の収益減又は所得減の補償」「一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償」に関する調査項目が規定されていないのはなぜか。

### A18

「休業期間中の収益減又は所得減の補償」「一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償」は、要領第2条第1号に規定する基本的調査事項に規定する資料(例：収益減にあつては損益計算書等)により算定することから、補償種別調査事項には規定がない。

### Q19

要領第2条第1号に規定する基本的調査事項について、複数の支店等のうち一つの支店等が支障となる場合の資料収集は、どの範囲まで行うのか。

### A19

企業が本店のほか支店等を設けている場合の会計処理方法を大別すると、「本店集中会計制度」と「支店独立会計制度」に分かれる。

それぞれの会計制度及び資料の収集範囲については以下のとおり。

「本店集中会計制度」・・・支店での取引は全て本店に報告され、本店で支店の取引も記帳する方法。

本店集中会計制度を採用している場合は、本店で取り纏めた会計資料を調査し、補償対象となっている支店の売上高や費用等の認定を行うこととなる。

「支店独立会計制度」・・・支店に独自の帳簿を設け、本店と支店の各々が独自に仕訳等の手続きを行い、取引を記帳する方法。

一般的に、本支店間に生じる債権・債務を記帳するために、本店で支店勘定が、支店で本店勘定が用いられ、決算時に両者の帳簿をまとめることで合併財務諸表を作成する。

支店独立会計制度を採用している場合は、一般的には、補償対象となっている支店の会計資料を調査すれば、当該支店の売上高、費用（本社経費を含む）を確認することができるが、会計帳簿の作成状況によっては、補償対象となっている支店の会計資料だけでは、補償対象となる支店等に対応する本社経費負担額などの情報が把握できない場合もあるため、必要に応じて本社等の会計資料の確認が生じる場合がある。

なお、複数部門のうち一つの部門が支障となる場合も上記を参考に資料収集範囲を検討する必要がある。

## 【2 営業廃止補償について】

## Q20

営業廃止補償はどのような場合に適用するのか。

## A20

営業廃止の補償は、土地等の取得又は土地等の使用に伴って当該土地等で従来の通常営業を継続していくことが、客観的にみて不可能であると認められる場合における損失を補償するものである。通常営業の継続が不可能と認められる場合とは、営業所、店舗等が次のいずれかの要件（運用方針第32第1項）に該当する場合である。

### 運用方針第32第1項

- (1) 法令等により営業場所が限定され、又は制限される業種に係る営業所等
- (2) 特定地に密着した有名店
- (3) 公有水面の占有を必要とする業種その他の物理的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等
- (4) 騒音、振動、臭気等を伴う業種その他の社会的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等
- (5) 生活共同体を営業基盤とする店舗等であって、当該生活共同体の外に移転することにより顧客の確保が特に困難になると認められるもの

## Q21

運用方針第32第1項に規定する業種とは、具体的にどのようなものか

## A21

営業廃止する場合として、運用方針第32第1項では、具体的に次の5つの場合について列記しているが、これらの業種であるからといって直ちに営業廃止の補償を行うものでなく、客観的に営業を継続することが不可能と認められるときに行うもので、被補償者の都合や主観により行うものではない。

公共事業の施行により取得する土地の上にある建物等は、移転することが原則であるが、営業廃止の補償の場合は、合理的な移転先地において、法令等の制限等により従前の営業を継続することが客観的にみて不可能と認められるときに行うもので、営業を廃止することについて社会的妥当性があると認められる場合に行われる補償である。

営業廃止の補償が認められる5つの場合をまとめると次のとおりである。



**(1) 法令等により営業場所が限定され、又は制限される業種に係る営業所等**

**① 営業許可により営業場所が具体的に限定されている業種**

業種	法令等	規制の内容
a （三業地(注1)内の) 料亭、待合、個室付浴場業（ソープランド）、モーテル業等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）、同施行令、都道府県条例	各条例の規制については、都道府県で必ずしも同一の内容でないが、許可された特定地域内でのみ営業が可能で、他の地域に移転することは不可能であるので営業廃止に該当する。しかし、構外に移転しない場合は、「営業規模縮小の補償又は営業休止の補償」が可能な場合がある。
b キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、料理店、バー、喫茶店、麻雀店、パチンコ店等	風営法、同施行令、都道府県条例	学校、病院、福祉施設等の特殊施設の敷地からおおむね100m以内の地域での営業が禁止される。したがって、この規制される地域以外であれば営業再開の可能性があり、aの業種より移転先の選択の幅が広く、「営業休止の補償」となる場合が多い。
c ホテル、旅館、簡易宿泊所等	旅館業法、同施行規則、都道府県条例	学校、病院、福祉施設等の特殊施設の敷地からおおむね100m以内の地域でこれらの施設環境が著しく害されると認められるときは、営業が禁止される。したがって、この規制される地域以外であれば営業再開の可能性があり、aの業種より移転先の選択の幅が広く、「営業休止の補償」となる場合が多い。

(注) 法令に抵触する場合であっても許可の行政機関と協議し、廃止可否を判断する。

(注1) 三業地とは、待合、置屋、料亭の三業種が伝統的に営業を続けている地域のことで、いわゆる花街のことである。

**② 一定基準により営業場所の制限を受ける業種**

業種	法令等	規制の内容
a 公衆浴場	公衆浴場法、同施行規則、都道府県条例等	公衆浴場は、公衆浴場間に一定の距離を必要とするが、移転先についての選択の幅が広く、通常「営業休止の補償」となる。
b たばこ小売業	たばこ事業法、同施行規則	たばこ小売業は、既設のたばこ小売業との関係位置を考慮して位置を指定する。通常「営業休止の補償」となる。

**(2) 特定地に密着した有名店**

業種	法令等	規制の内容
a 〇〇だんご、銀座〇〇、〇〇煎餅等、特定の土地に密着した店名を「のれん」として営業している有名店の場合		特定地に密着して営業していることに意義があり、当該土地を離れるとその意義が失われる場合であるが、ブランドとしての「店名」が有名であり地縁的關係を希薄にしていたり、また「のれん」自体の価値がなくなっている場合があるので必ずしも営業廃止の補償とならない。したがって、営業廃止とするか否かは、創業時からの実績、特定地への密着の程度、得意先等顧客の動向等を総合的に勘案し認定する。
b 法隆寺、清水寺、善光寺等の門前町の土産物店等		門前町は、寺院の山門に向かって土産物店が軒をつらねている場所で、寺院と地域的に密着しており、当該土地を離れるとその意義が失われる場合である。

**(3)公有水面の占有を必要とする業種その他の物理的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等**

業種		法令等	規制の内容
a	貸しボート業、釣船業、小型造船業等	河川、公有水面等の管理者の占有許可	河川等の埋め立て等で失った公有水面の代替水面を得たり又は新たに占有許可を得ることは著しく困難で、特に内水面ではほとんど不可能と判断され、この場合は、営業廃止の補償となる。なお、廃止の可否の判断は関係行政機関と協議し判断する。
b	自転車預り業、手荷物預り業等		自転車預り業等の業種は、他の場所においても営業を継続することが可能であるが、駅前等の特定の場所でのみ営業が可能であり、同等な場所が同一地域内又は他の駅前にない場合は、営業廃止の補償となる。同等な場所の存否の判断は、近隣の土地利用等の実情を適切に把握する必要がある、近隣に移転できると認められるときは「営業休止の補償」となる。

**(4)騒音、振動、臭気等を伴う業種その他の社会的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等**

業種		法令等	規制の内容
	養豚・養鶏場、火薬工場、液化ガス工場、公害関連工場、廃棄物処理場等	農林水産省、経済産業省等 関係省令、都道府県条例	これらの施設は、法令等に適合していても、騒音、臭気、振動等の発生が予想され周辺住民の反対運動により移転先の選定が困難となる場合がある。この場合は営業廃止の補償をせざるを得ないが、営業廃止の補償をするか否かは、代替地の確保の可能性の如何にかかっており、周辺住民の反対運動の予測や許認可を管轄する官公署の所管部局との事前協議が重要であり、その助言指導の下に実現性の可否等について適切な判断をすることとし、実情に則して「営業休止」又は「営業廃止」とするか判定する。

**(5)生活共同体を営業基盤とする店舗等であって、当該生活共同体の外に移転することにより顧客の確保が特に困難になると認められるもの**

業種		法令等	規制の内容
a	ダム事業で集落の住民を専らの顧客としている小売店が、集団移転先とは異なる場所へ移転することになり、従来の経営形態、資本力等では営業の継続が見込まれない場合		
b	旧市街地で近隣の古くからの住民を顧客としている小規模の小売店が、移転先として代替地を旧市街地に求めることが見込まれない場合		

## Q22

運用方針第 32 第 2 項に「営業の権利等で資産とは独立して取引される慣習のあるもの（以下「営業権等」）」とあるが「営業権等」とは具体的にどのようなものか。

## A22

営業権とは、通常、暖簾（のれん）や老舗（しにせ）などと呼ばれている企業財産の一種であり、企業のもつ営業上の収益力が他の同業種の平均的な収益力に比較して超過している場合、その超過している部分（超過利潤）を生む原因となっている一種の無体財産権である。

営業権は、①企業の長年にわたる伝統・社会的信用の蓄積、②技術的面あるいは人的面の優秀性、③取引先・顧客に対する比較優位、④独占的分野の保持やプライスリーダーシップ、⑤新規取得困難な許認可・権利関係等その他の諸要素によって期待される将来の超過収益を資本還元した現在価値として評価される価値といえる。

営業権は、法律上の特権を包含されていることもあるが、それ全体としては法律で認められた権利ではなく、「事実に基づく財産」といわれるもので、法律上保護されている商号権、商標権等と異なり商取引上の事実関係としての価値を有するものである。

営業権は、いわゆる自然発生的な「のれん」と売買により有償で譲り受けた場合又は合併により取得した場合とに分かれ、会計学上では、自然発生的なものは資産として貸借対照表に計上することはできないが、有償譲渡、合併により取得した場合は、貸借対照表に営業権として計上することができる。この場合は、営業権は、無形固定資産として減価償却される。（5 年以内に償却）

営業権は、一般には経営成績優秀な他の企業を買収したときや合併したときに発生する。買収の場合は、買収価額が買収される企業の正味財産額を上回っている場合、合併の場合は、純資産が合併される企業の正味財産額を上回っている場合に、その上回っている額が営業権として計上される。

いずれにせよ、営業権の補償は他の同業種と比べ超過利潤を生む一種の無体財産権に対する補償になるので、その認定には十分な検討が必要である。

## Q23

営業権等について要領第 6 条第 1 号（一）に規定する「近傍又は同種の営業権等の取引事例がある場合」とはどのような場合で、具体的にどのように適正な取引価格を算定するのか。

## A23

運用方針第 32 第 2 項において、「営業の権利等で資産とは独立して取引される慣習があるもの（以下「営業権等」という。）の価格は、正常な取引価格によるものとし、正常な取引価格は近傍又は同種の営業権等の取引価格を基準とし、これらの権利及び補償の対象となる権利等について営業の立地条件、収益性、その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定する」と規定している。

まず、営業の権利等で資産とは独立して取引されている場合については、補償の対象となる営業権等が自然発生的な「のれん」として市場価値が判定できるような取引市場が存在する場合と

過去における売買による取得又は企業の合併による取得の場合とに分かれる。

自然発生的な営業権等の評価の場合は、補償の対象となる営業権等の市場価値を判定する必要があり、価値尺度を判定するための規範性のある取引事例が取引市場に存在する必要があるが、現実には、比較考量し得る営業権等の取引市場が未成熟であること又は格差判定の基準が確立されていないため、実務的にはなかなか困難な方法といえるが、その判定に当たっては、専門家の意見を徴して判断することとなる。

売買による取得又は企業の合併による取得の場合の評価は、貸借対照表の内容を調査して判定する。すなわち、市場で営業権として取引される場合は、取引される企業の収益力が同業他社の平均的な収益力を超過している場合で、経営成績優秀な他の企業の買収又は合併のときに営業権というものが生まれる。これは貸借対照表の資産の部の無形固定資産の項に表示されており、そこで営業権の存在を確認することができる。しかし、この貸借対照表に表示された額は、営業権に対する補償額となるものでなく、営業権の存在を確認するにすぎないものである。

すなわち貸借対照表上の営業権は償却資産であり、簿価が超過収益力を表しているか否か、また、その営業権が取引時点から時が経過しており果たして適正な市場価値を有するか否か、客観的に判定することは非常に困難である。

これらを考慮すると、取引の時点が新しく明らかに営業権の市場価値が把握できる場合はともかく、一般的には取引事例から適正な価格を求めることは困難といわざるを得ない。

#### Q24

営業権等について要領第6条第1号(二)に規定する「近傍又は同種の営業権等の取引事例がない場合」の年間超過収益額の算出における年間企業者報酬額及び自己資本利子見積額は具体的にどのように算出するのか。

#### A24

年間企業者報酬額は、近傍又は同種の営業の平均利益率から求めるものとし、具体的には次の方法等によるものとする。

- (1) 近隣の同一業種数社の売上高と営業利益を調査して、平均営業利益率を認定する。
- (2) 「中小企業実態基本調査に基づく中小企業の財務指標」(中小企業庁)、「小企業の経営指標調査」(日本政策金融公庫)等の売上高対営業利益率(売上高営業利益率)から平均営業利益率を認定する。

自己資本利子見積額の自己資本は、貸借対照表の資本金、資本準備金、利益準備金とし、自己資本利子見積額は、この額に利子率8%を乗じて得た額とする。

#### Q25

要領第6条第2号(一)の「建物、機械、器具、備品等の営業用固定資産の売却損の補償」について、なぜ、売却損を補償するのか。

#### A25

機械、器具、備品等の固定資産は、一般的には、同業者又は専門業者に売却される。この場合の処分価格は、通常は正常価格（現在価格）で売却することは困難であり廉価に処分されるため、現在価格との差額が生じ売却損が発生するためである。

Q26

要領第6条第2号（一）ロの「解体せざるを得ない状況にある資産」要領第6条第2号（一）ハの「スクラップとしての価値しかない資産」とは具体的にどういった資産か。

A26

解体せざるを得ない状況にある資産とは、要領に規定されているとおり、家屋、納屋、設備等の固定資産で買い手を探すのが困難なものが該当する。

スクラップとしての価値しかない資産とは、耐用年数が相当に経過し老朽化して処分価格がないと認められるものが該当する。

Q27

固定資産の売却損の算定において、これらの「現在価格」はどのように認定するのか。

A27

現在価格の認定方法としては、起業者による市場価格の調査、同業者や専門店等の専門家への評価の依頼、再調達価格に現価率を乗じて現在価格を認定する方法等がある。

なお、帳簿価格及び「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を使用して再調達価格より導き出した価格等も参考とすることができる。

Q28

要領第6条第2号（二）の「商品、仕掛品、原材料等の営業用流動資産の売却損の補償」について、なぜ、売却損を補償するのか。

A28

転業又は廃業に伴い、商品、仕掛品及び原材料等の営業用流動資産は、専門業者や同業者に低廉な価格で売り渡されたり、一般消費者に投げ売りされたりする機会が多く、その際売却損として損失が生じるため補償する必要がある。

Q29

要領第6条第4号に「補償期間は30日以上とする」と規定しているが、補償期間はどのように認定するのか。

A29

労働基準法第20条において、「使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なく

とも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日以上平均賃金を支払わなければならない。」と規定していることから、要領においても「補償期間は30日以上」としているが、補償期間は30日を標準とする。

Q30

要領第6条第4号に「解雇予告手当相当額の補償は、従業員に対して30日前に解雇予告ができない場合に補償する」とあるが、30日前までに解雇予告ができない場合とはどのようなケースが想定されるのか。

A30

災害対応等による緊急工事等の用地取得に伴い営業廃止補償をする場合など、工程上やむを得ない場合が該当すると考えられる。ただし、通常は30日前の解雇予告が可能と考えられる。

Q31

要領第6条第6号に「帰郷旅費相当額（労働基準法第64条の規定による）」とあるが、帰郷旅費相当額とは具体的にどのような内容か。

A31

帰郷旅費相当額は労働基準法第64条の「満十八才に満たない者が解雇の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。」に基づく損失額に対する補償である。

Q32

要領第6条第7号と要領第7条第3号に規定する「認定収益（又は所得）額」は同じ認定方法か。

A32

営業休止と営業廃止の補償での収益額の認定方法は同じ考え方であり、売上高から必要経費を控除して求める。（詳細は、QA37～QA40参照）

### 【3 営業休止補償について】

Q33

営業休止の補償はどのような場合に適用するのか。

A33

営業休止の補償は、「土地等の取得又は土地等の使用に伴い営業を一時休止する必要があると認められる場合」及び「営業を休止することなく仮営業所を設置して営業を継続することが必要かつ相当であると認められる場合」がある。（基準第48条）

Q34

要領第5条の営業休止の補償（土地等を取得する場合）の各補償項目はどのような概要か。

A34

要領第5条の営業休止の補償（土地等を取得する場合）の各補償項目の概要は以下のとおりである。

**（1） 固定的な経費の補償**

休業期間中であっても通常の営業を行っていたときと同じように固定して支出される経費に対し、収益額の認定にあたって経費としたものについて補償するものである。

**（2） 従業員に対する休業手当相当額の補償**

事業主が負担する休業期間に対応する従業員への休業手当相当分について補償するものである。

**（3） 休業期間中の収益減又は所得減の補償**

仮に、休業期間中も通常どおりの営業を行っていたとした場合に得られたであろう収益に対し補償するものである。

**（4） 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償**

店舗等の移転又は休業することにより一時的に得意先を喪失し、売上高が減少することにより通常生ずる損失に対し補償するものである。

**（5） 商品、仕掛品等の減損の補償**

営業の一時休止又は移転することにより想定される商品、仕掛品、原材料等の減損に対し補償するものである。

**（6） 移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償**

休業することにより支出が通常想定される移転広告費や開店祝費等の費用に対し補償するものである。



Q35

要領第 12 条に規定する「営業休止期間」はどのように認定するのか。

A35

営業休止期間は、事業に支障となる建物等について移転先が残地か又は残地以外か、機械設備の移転工法が再築か又は復元か等によって大きく異なり、新たな移転先に移転し営業を再開するまでに係る期間に対応して認定することになる。したがって、営業休止期間の認定は、移転先及び移転工法と密接な関係がある。

移転期間には、移転準備のために、商店では商品等の在庫品の整理や製造業での原材料、仕掛品の整理等が必要であり、また、動産等の什器備品の移転や工場等であれば機械設備の移転を併せて行う必要があり、これらについても移転準備期間として考慮する必要がある。

なお、移転期間や営業休止期間の検討に当たっては、同時進行できるものや期間が重複しても支障がない場合を考慮すると共に、動産については、そのボリュームも勘案し、移転工法に依じて実態に即した休止日数を認定する必要がある。

(例) 移転工期、工程表（店舗構外再築）

項目		日数																	
		5					10												
着手・閉店準備（3日）		■																	
動 産 移 転	整理・梱包（4日）		■																
	動産運搬（3日）				■														
	荷下ろし・荷解き（3日）						■												
	整理・配置（4日）							■											
完了・再開準備（4日）															■				
営業休止期間（15日）		■																	

上記は、従前の営業店舗で営業を継続しながら構外再築工法により残地以外に店舗を新設する場合の例示である。

この場合は、実質的には店舗が完成し、移転後、営業を再開してから従前の店舗を撤去するため、営業休止の期間は、閉店準備期間、動産移転期間、開店準備期間を含めた期間となり、構内再築に比べて極めて短い期間となる。

(例) 移転工期、工程表（店舗構内再築）

項目		日数														
		30			60			90			120			150		
着手・閉店準備（4日）		-														
動 産 移 転	整理・梱包（4日）	-														
	動産運搬（2日）	-														
	仮住居・仮倉庫の借上（139日）	—————														
	動産運搬（2日）	-														
	荷解き・配置（4日）	-														
建 物	既存建物解体（15日）	———														
	建物建築（120日）	—————														
完了・再開準備（4日）		-														
営業休止期間（155日）		—————														

上記は、直接支障となる店舗と残地にまたがる住居等を含めて撤去し、その跡地に構内再築工法により店舗兼住宅を新設する場合の例示である。

構内再築工法の場合では、店舗併用住宅の場合は構内再築するまでの間は仮住居が必要な場合があり、工場等の場合は原材料、商品、仕掛品等の保管のための倉庫の借上げが必要な場合がある。この場合の営業休止の期間は、店舗等の閉店準備期間、店舗等の構内再築工事期間及び開店準備期間を合わせた期間となる。

(例) 工場移転の工期、工程表（建物構外再築工法＋機械設備移転）

項目		日数															
		30			60			90			120			150			180
移 転 先 地	建物建築（120日）	—————															
	設備の基礎工事（20日）	———															
	機械設備移転（搬入・設置）（10日）	———															
	試運転調整・完了（10日）	———															
	工場再開準備（10日）	———															
従 前 地	工場閉鎖・移転準備（5日）	———															
	機械設備移転（撤去・搬出）（10日）	———															
営業休止期間（45日）		—————															

上記は、工場等で建物の構外再築の他に機械設備等の工作物を復元する場合の例示である。この場合の営業休止の期間は、移転準備期間、機械設備等の復元に要する期間、試運転調整及び再開準備期間を合わせた期間となる。

### Q36

営業許可が必要な業種について、営業休止期間の認定にあたり留意すべき点はあるか。  
〈要領第12条〉

### A36

移転先において新たに何らかの許可が必要となる営業体の場合には、営業休止期間内で許認可申請を事前に提出することが可能であることが多いことに留意して適切に営業休止期間を積み上げる必要がある。例えば、許可申請書の事前提出が可能であり、さらに営業再開準備完了後に現地検査が必要である場合には、許可申請関係での営業休止期間として当該現地検査に係る日数を別途計上することとなる。

### Q37

要領第7条第3号に規定する「休業期間中の収益減又は所得減の補償」について、収益額はどのように認定するのか。

### A37

収益額は、損益計算書を中心に認定する。収益額を認定する方法は、「当期業績主義の原則」に基づき行うこととなるが、具体的には、一会計期間（通常1年をいう。）に発生したすべての収益とこれに対応するすべての費用を対比（期間損益計算）して収益額を認定する。

当期業績主義の原則は、損益計算書に当期（一会計期間）の固有の経営活動から生じた損益だけを掲げ、当期に認識されたが過年度にその原因のある損益や臨時に生じた損益は、すべて当期の「損益計算書」から除外するものである。したがって、営業休止の補償での収益減の補償は、従前の通常の営業活動が休業期間中も継続して営業を行っていたとした場合に得られたであろう収益について損失として補償しようとするもので、特段の理由がない限り「直近の営業活動」に基づき収益を認定する必要がある。この意味で、収益額の認定は、当期業績主義の原則の考え方に基づくことが最も適切であるといえる。

これに対して、包括主義の原則は、当年度の利益はもちろん過年度に原因のある損益も臨時的損益もすべて損益計算書に包括的に表示しようとするものである。現実には作成されている損益計算書は、当期業績主義の原則による部分と包括主義の原則による部分とがある（経常利益で当期業績主義による利益を示し、当期純利益では、包括主義による利益を示している。）が、収益額の認定においては、当期に発生したすべての収益とこれに対応するすべての費用を対比（期間損益計算）という基本的な考え方により収益額を認定するものである。

損益計算書の参考例は、次のとおりである。

損益計算書

自 ○○年○○月○○日  
至 ○○年○○月○○日

1. 純売上高		
総売上高	28,134,000	
差引値引、戻り高	<u>28,000</u>	28,106,000
2. 売上原価		
期首棚卸高	4,867,000	
当期仕入高	<u>23,397,000</u>	
	28,264,000	
期末棚卸高	<u>5,613,000</u>	<u>22,651,000</u>
売上総利益		5,455,000
3. 販売費・一般管理費		
販売員給料手当	1,379,000	
支払運賃	11,000	
荷造材料費	7,000	
保管料	1,000	
燃料費	133,000	
車両修理費	81,000	
消耗品費	93,000	
旅費・交通費	67,000	
通信費	70,000	
広告・宣伝費	210,000	
その他販売費	154,000	
役員給料手当	864,000	
事務員給料手当	157,000	
賄費	4,000	
福利厚生費	167,000	
減価償却費	321,000	
交際・接待費	186,000	
賃借料	151,000	
保険料	41,000	
修繕費	28,000	
光熱・水道料	76,000	
公租公課	139,000	
その他雑費	<u>60,000</u>	<u>4,400,000</u>
営業利益		1,055,000

4. 営業外収益			
受取利息	71,000		
受取配当金	3,000		
貸倒引当金戻入額	150,000		(注2)
受取賃貸料	106,000		
雑収入	<u>66,000</u>	<u>396,000</u>	
		1,451,000	
5. 営業外費用			
支払利息・割引料	331,000		
貸倒損失	24,000		(注1)
借家権償却	15,000		
貸倒引当金繰入額	<u>206,000</u>	<u>576,000</u>	(注2)
経常利益		875,000	
6. 特別利益			
価格変動準備金取崩額	100,000		
退職給与引当金戻入額	5,000		
固定資産売却益	<u>2,000</u>	<u>107,000</u>	
		982,000	
7. 特別損失			
価格変動準備金繰入額	70,000		
退職給与引当金繰入額	100,000		
固定資産売却損	13,000		
除却損	<u>9,000</u>	<u>192,000</u>	
当期純利益		790,000	

(注1) 貸倒損失は、売掛金及び受取手形の期末における回収不能分である。売掛金及び受取手形の金額は、次期において回収されるべき金額であるが、得意先が破産したり、会社整理のために支払能力がなくなったり、支払いを免除したことにより貸倒損失が生ずる。そこで、決算期日に次期の回収不能分を見積り貸倒引当金を設ける損金経理が税法上認められており、実務上多くこの方法が行われている。

(注2) 営業外収益の貸倒引当金戻入額150,000円は、前期に設けられた貸倒引当金の全額の戻し入れであり、営業外費用の貸倒損失24,000円は、当期に発生した貸倒れであり、貸倒引当金繰入額206,000円は、次期に見込まれる売掛債権の回収不可能額に対する引当金の繰入れ額である。

### Q38

要領第7条第3号の「年間の認定収益（又は所得）額」は、損益計算書から求めるが、具体的にはどのように認定するのか。

### A38

損益計算書の記載事項中で、営業利益、経常利益及び当期純利益の関係について、算式で表示すれば、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{○ 営業利益} &= \left\{ \text{売上高} - \text{売上原価又は製造原価} \right\} \\ &\quad - \text{営業経費（販売費及び一般管理費）} \\ \text{○ 経常利益} &= \text{営業利益} + \text{営業外収益} - \text{営業外費用} \\ \text{○ 税引前当期純利益} &= \text{経常利益} + \text{特別利益} - \text{特別損失} \end{aligned}$$

営業休止の補償において認定する収益額は、企業本来の営業活動から生ずる利益であるという意味で、営業利益が基本となる。

収益額の認定は、この営業利益を基本として「本来の正常な営業活動に係る損益」を営業外損益や販売費及び一般管理費等の中から精査選択し加算、減算して行うものである。

営業利益は、売上高から、商品の仕入とか製品の製造等の売上に直接必要とする売上原価（又は製造原価）及び企業の販売活動や管理活動等の企業本来の営業活動において、一般的に発生する販売費及び一般管理費を控除して求めるものであり、経常利益は、この営業利益から預金の受取利息や借入金の支払利子等の本来の営業活動以外の経常的に発生する損益を加算、減算して求め、また、当期純利益は、この経常利益からさらに固定資産の売却損益等の臨時的な損益、災害等による偶発的な損失、引当金等の特別の損益等を加算、減算して求めることになる。

Q39

要領第7条第3号の「年間の認定収益（又は所得）額」の認定にあたりどのような点に留意すべきか。

A39

休業期間中の収益減又は所得減の補償は、営業所等の移転に伴い営業を休止している期間に得ることができたであろう収益相当額を、収益減として補償するものである。そのため、営業所等が休止に入っても、営業活動を継続できる部門（外業を主とする営業部門やインターネット販売部門等）がある場合は、そこから得られるであろう収益相当額を認定収益額に計上しないよう留意する必要がある。

Q40

法人の場合の収益額の認定は具体的にどのように認定するのか。〈要領第7条第3号〉

A40

収益額の認定は、本来の営業活動の結果である営業利益をベースに求めることとなる。損益計算書等に基づき収益額を認定する場合の算定式は、次のとおりである。

$$\text{算定式 } P=A+B+C-D\pm E$$

P 認定収益額

A 営業利益

B 販売費及び一般管理費のうち費用としないもの

- C 営業外収益のうち収益に加算できるもの
- D 営業外費用のうち費用として控除するもの
- E 特別損益のうち費用又は収益として認定するもの

A 営業利益

営業利益は、本来の営業活動により発生した売上高から一般管理費及び販売費を控除して求められたものであるから、収益額の認定は、この「営業利益」を基本に必要なとされる費用収益を加算、減算して求めることとする。

B 販売費及び一般管理費のうち費用としないもの

勘定科目	判断基準
租税公課	<p>販売費及び一般管理費は、企業本来の営業活動によって発生する費用であるが、租税公課のうち税法上で必要経費に算入しなくてもよいもの及び臨時偶発的な費用があり、これ等のものについては、費用としないこととする。</p> <p>ここで、費用としないということは、収益とすることである。</p> <p>租税公課のうち税法上で必要経費に算入しなくてもよいものは、所得税、法人税、道府県民税、市町村税のほか事業税のように収益に応じて課税されるもの及び臨時に発生した印紙税、延滞税及び罰金等である。</p>
専従者給与	<p>個人的色彩の強い小規模法人の事業主又はその家族従業員の賃金等で、企業の経理と個人の生計費とが事実上一体となっているような場合、事業主又はその家族従業員の賃金（専従者給与）は、費用としないことができる。</p> <p>この判断基準としては、第一に、企業の経理と個人の生計費が事実上一体となっており、これを分離することが困難と認められる場合。第二に、営業に従事する者が、事業主及びその家族従業員で構成され、原則として、他の従業員を常雇しない法人である場合とする。</p>

C 営業外収益のうち収益に加算できるもの

勘定科目	判断基準
受取利息 有価証券利息 受取配当金 有価証券売却益	<p>これらの収益は、営業休止にかかわらず収入として入ってくるものであるもので、収益額の認定において考慮外（加算しない。）とする。</p>
貸倒引当金戻入額	<p>引当金の繰入額及び戻入額は、企業経営の安全性の原則に沿って行われるもので、本来の営業活動に関係なく、常に収益額の認定においても考慮外とする。</p>
雑収入	<p>業種によって、小売業等の販売リベートや製造業等のスクラップ等の売却益等の収益が発生するが、これらの収益は、企業本来の営業活動を行うことにより付随して発生するものであるもので、収益額として認定する。なお、販売リベート、スクラップの売却益については、損益計算書では明細はわからないので、総勘定元帳等の帳簿を調査し該当する額を収益額と認定する。</p> <p>注：「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」によると、副産物、作業くず等も、原則として売上高に計上されることとされている。</p>

D. E 営業外費用及び特別損益のうち収益から控除するものとししないもの

勘定科目	判断基準
支払利息及び割引料	支払利息は、企業が金融機関から運転資金として借りた借入金に対する利息であり、割引料は、受取手形を決済期以前に現金化するときに割り引かれるものである。いずれも企業本来の営業活動以外に発生する費用であるが、企業経営にとって一般的に必要な費用であり、収益額の認定において常に費用として控除する。 なお、長期借入金に係る利子は、別途、固定的経費として補償する。
貸倒損失（注）	卸売業等の掛売を主として営業を行っているような業種で、毎期恒常的に損失が発生するような場合に限り費用として控除する。しかし、その期に臨時偶発的に発生したものである場合は、収益額の認定において考慮外とする。
貸倒引当金繰入額	前記のとおり企業経営の安全性の原則に沿って行われる引当金であるので、収益額の認定においては考慮外とする。
（繰延資産） 創立費償却費 建設利息 新株発行費 開発費償却費	創立費は、会社設立までに支出された諸経費や開業以前に一定の利息を株主に配当した経費等の償却額であり、建設利息は、建物建設時の借入金の利子であり、いずれも繰延資産といわれるもので、固定資産と同じように一定の期間をもって償却をするよう義務づけられているもので、企業経営にとって継続的に発生する費用であるので、費用として控除する。なお、繰延資産の償却は、長期にわたり固定して支出される費用であるので、別途、固定的経費として補償する。
借家権償却費 電話債券償却費	無形固定資産の償却費で、企業本来の営業活動により発生するものではないが、企業経営にとって継続的に発生する費用であるので、費用として控除する。なお、無形固定資産は、長期にわたり固定して支出される費用であるので、別途、固定的経費として補償する。
有価証券売却損益 固定資産売却損益	証券や固定資産を簿価を下回って売却した場合の損失であり、臨時的偶発的な費用であるので、収益額の認定において考慮外とする。しかし、業種によって、例えば、自動車関連事業等が毎期継続して機械、自動車等の固定資産を売却することによって発生する損益は、臨時偶発的なものとみるのではなく、本来の営業活動に付随して継続して発生する費用又は収益とみることができるので、このような場合は、費用又は収益として認定することとなる。

(注) 貸倒損失は、売掛金及び受取手形の期末における回収不能分である。売掛金及び受取手形の金額は、次期において回収されるべき金額であるが、得意先が倒産したり、会社整理のため支払能力がなくなったり、支払いを免除したことにより貸倒損失が生じる。そこで、決算期日に次期の回収不能分を見積もり貸倒引当金を設ける損金経理が税法上認められており、実務上この方法が多く行われている。

Q41

個人と法人では、収益額の認定においてどのような違いがあるか。〈要領第7条第3号〉

A41

法人と個人とを問わず収益額の認定の基本原則は変わらないが、法人の場合は「収益減の補償」であるのに対し、個人営業の場合は「所得減の補償」であることから「所得額の認定」となる。



個人営業の場合の「所得額の認定」は、確定申告の方法の違いから「青色申告の場合」と「白色申告の場合」とに分けられる。

#### Q42

個人（青色申告）の場合の所得額は具体的にどのように認定するのか。  
 <要領第7条第3号>

#### A42

青色申告は、自主的に申告納税できる者を育成するために設けられた制度で白色申告に比べ種々の税法上の特典が与えられている（QA7参照）が、所得額の認定方法は、法人の場合とその内容は同じである。

参考として、所得額の認定を行った例としては、次のとおりとなる。

#### 所得額の認定書（青色申告）

科目	金額	適用
①売上高	17,842,752	* 所得税額の認定は、基本的に法人の場合と同じ。 * ⑤差引金額が法人の場合の営業利益に該当する。 * 専従者給与は、所得と認定し経費としない。
期首商品(製品)棚卸高	30,000	
仕入金額(製品製造原価)	13,320,779	
小計	13,350,779	
期末商品(製品)棚卸高	30,000	
②差引原価	13,320,779	* 引当金、準備金の繰入、戻入は、本来の営業活動以外の損益であるので考慮外とする。
①－②＝③差引金額	4,521,973	
④経費	1,191,018	* 雑収入、事業税等があれば加算する。
③－④＝⑤差引金額	3,330,955	
⑥雑収入	0	
⑦事業税等	0	
⑤＋⑥＋⑦＝認定所得額	3,330,955	

摘要欄にあるような「専従者給与を所得と認定し経費としない」場合とは、個人的色彩の強い小規模法人の事業主又はその家族従業員の賃金等で、企業の経理と個人の生計費とが事実上一体となっているような場合が該当する。

青色申告書の提出書類は、損益計算書、資産負債調書（貸借対照表）のほか、損益計算書の内訳明細として、次の科目内訳を記載することとなっている。

- a 月別売上（収入）金額及び仕入金額
- b 給料賃金の内訳
- c 専従者給与の内訳
- d 貸倒引当金繰入額の計算
- e 減価償却費の計算
- f 利子割引料の内訳
- g 地代家賃の内訳
- h 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

Q43

個人（白色申告）の場合の所得額は具体的にどのように認定するのか。〈要領第7条第3号〉

A43

白色申告の場合は、確定申告書に記載されている収入金額から必要諸経費を控除して所得金額を認定する。したがって、専従者給与額がある場合は、これを控除しないで所得に含めて認定するのは青色申告の場合と同じである。

専従者給与額を経費とせず所得とする理由は、第1に企業の経理と生計費の内容が一体となっており、これを分解することが困難であること、第2に営業に従事する者が家族で構成されており、収益の大部分が自家労働に対する報酬相当額とみられていることの2点があげられる。

Q44

所得税の確定申告を行っていない場合の所得額の認定は具体的にどのように認定するのか。

A44

所得税の確定申告における所得額の計算に当たってはいくつかの控除があり、所得金額が所得税の控除合計より小さい場合は、確定申告を行う必要がないことから確定申告を行っていない場合がある。

その場合であっても、所得税の確定申告とは別に、市・県民税の申告を行っている場合があることから、市・県民税の申告書控え（受付印があるもの）や所得証明書と事業主が作成している帳簿を確認し、所得額を認定する方法がある。

所得証明書の書式

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">交付印</div>	所得証明額		
〇〇市長〇	〇〇 殿	〇〇年 〇月 〇日	
申請者		住(居)所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
		氏 名	〇 〇 〇 〇 〇 印
所得者氏名	総所得金額	摘 要	
〇〇 〇〇〇	1,000,000円	営業所得	700,000円
		不動産所得	300,000円
〇〇年度市・県民税賦課資料となった（なる）〇〇年中の総所得金額は上記のとおりであることを証明願います。			
上記のとおり相違ないことを証明する。 〇〇年 〇月 〇日			
		〇〇市長〇 〇〇	

Q45

要領第2条第1号（一）ハの「収益及び経費に関するもの」について、直近3か年の事業年度の確定申告書、損益計算書、貸借対照表を調査することになっているが、何故3か年分を調査するのか。

A45

補償時点の収益額の認定に当たり、売上損益の動向を把握し、直近の営業状況が特異な事象ではないことを確認するために3か年分の確定申告書等を調査することとしている。なお、補償金の算定にあたっては、3か年分の資料の検証を行い、一般的には直近1年の会計資料において、収益額の認定をすることとし、直近1年以外により認定する場合はその理由を十分整理しておく必要がある。

Q46

要領第7条第3号の年間の認定収益額が計算の結果、マイナスだった場合、休業期間中の収益減又は所得減の補償はどのように取扱うのか。

A46

年間の収益額を認定した結果、マイナスである場合は、営業休止に伴う損失が生じないことから収益減の補償の必要はない。

Q47

複数の支店のうち一つの支店を休止する場合にどのように収益額を認定するのか。〈要領第7条第3号〉

A47

企業等の営業活動には多角的な経営を行っていたり、複数の支店、店舗、営業所を設置して効率的な営業を展開している場合等がある。実際の用地取得においては、これらのうち一つが支障となるケースが多く、この場合、補償対象の支店等の収益を認定する必要がある。

なお、各支店等は役員に関わる費用、経理、財務、人事、総務、経営企画、情報システムなどといった間接部門で発生する費用、会社全体に関わる費用といった本社の経費を負担するように割り振られている場合があり、その場合は支店等の休止期間中の本社経費負担分も補償する必要がある生じるものである。

企業が本店の他に支店を設けている場合の会計処理方法を大別すると、QA19のとおり「本店集中会計制度」と「支店独立会計制度」とに分けられるが、うち、本店集中会計制度を採用している場合における収益額の認定方法を示すと以下のとおりとなる。

〈本店集中会計制度の場合の認定〉

企業全体の営業収益のうち補償対象の支店等（以下、「補償対象支店」）の収益額を認定する。収益額の認定については、原則、企業全体の損益計算書・総勘定元帳等から補償対象支店に係る売上げ、原価、経費等を適切に抽出したうえで、補償対象支店に係る損益計算書を作成し、その損益計算書をもとに営業利益をベースに算出する。

次に、損益計算書等から補償対象支店に係る販売費及び一般管理費といった経費等の抽出が困難な場合には、企業全体に対する補償対象支店の売上高の比率（売上高比率）や企業全体に対する補償対象支店の売上総利益の比率（売上総利益比率）により、補償対象支店の経費等を認定す

る方法がある。

同業種の場合は売上高比率により、異業種の場合は売上総利益比率により行うことが考えられるが、どのような率を適用するかは経営活動の内容をふまえて決定していく必要がある。

例えば、販売費及び一般管理費のうち、法定福利費については、その性質上、売上総利益には直接関係せず、実際従事している従業員による人件費比率により補償対象支店に関する法定福利費を認定する方法が考えられる。

なお、複数の部門のうち補償対象部門にかかる収益額の認定方式についても同様である。

#### Q48

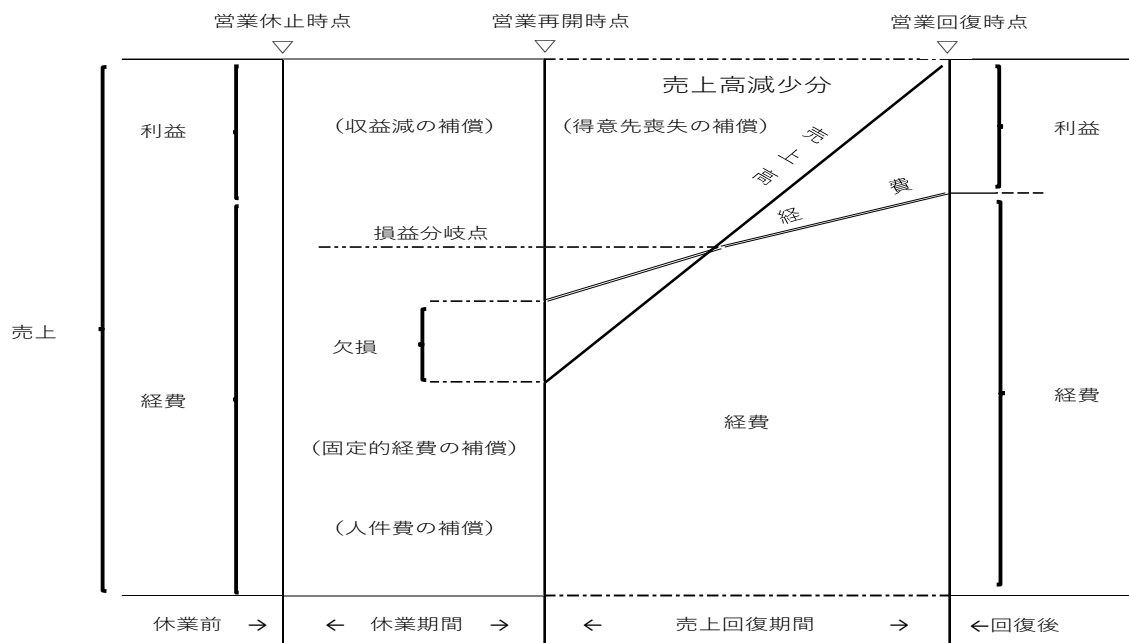
要領第7条第4号に規定する「一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償」とはどのような補償か。

#### A48

営業を一時休止し又は営業場所を移転することにより再び営業を再開したあと、一時的に得意先を喪失し、売上高が従前に比べ減少すると考えられ、その売上高が従前の売上高までに回復するであろうと認められる相当の期間についての売上高減少に伴う損失の補償である。

つまり、得意先喪失の補償は、移転が完了し営業を再開した後、得意先（顧客）が順次回復し、従前と同等の売上に至るまでの間の未回復収益相当分（欠損が生じる場合は、それに伴う損失を含む。）の補償である。

#### 得意先喪失の補償説明図

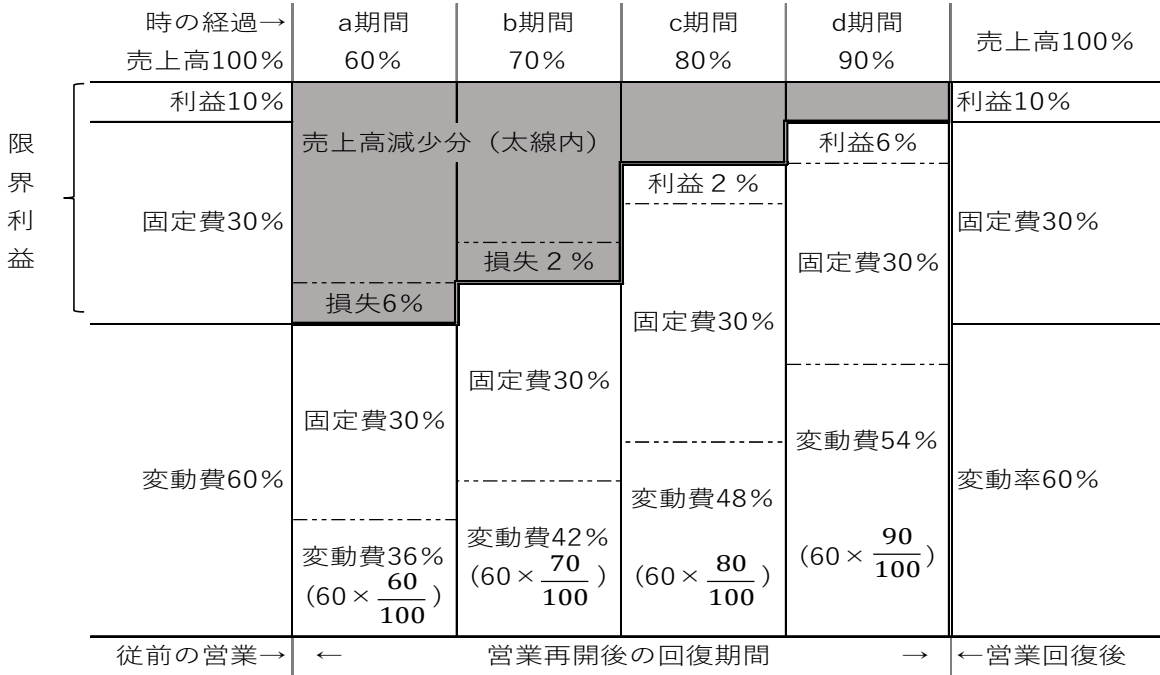


得意先喪失の補償は、上図の営業再開時点から営業回復時点間での売上高減少分に着目して補償しようとするもので、収益減の補償、固定経費の補償及び人件費の補償が休業期間中に生じる損失に対するものであるのに対し、営業再開後に想定される損失に対するものである。これは、

営業再開時点には売上高が減少し利益が縮小したり欠損が生じることが想定されるため、その損失を見積もり補償するものである。

得意先喪失の補償は、このように営業再開後、再び営業が従前と同等の軌道に乗るまでの期間の損失を見積もり補償するものであるが、その損失の程度は、業種、休業する期間の長短及び移転先により異なる。実際には、減収が生じる要因は、これだけではなくその時々々の経済状況や経営者の資力と能力等により異なるが、補償の考え方は、再開時の営業を従前と同じ営業状態において通常の経営能力を持つ人による営業を想定したときに生ずる損失を補償しようとするものであり、特定の人や状態を想定したものではない。

**売上高減少説明図**



上記の売上高減少説明図は、従前 100%あった売上高が営業を休止し、営業を再開した時点では 60%に売上高が減少し、順次 70%、80%、90%と売上が徐々に回復し、ある一定の期間を経て売上高が元の状態に回復していく過程を模したものである。

この図では、着色された部分が売上高の減少した部分であり、得意先喪失の補償は、この売上高の減少に伴い生ずる欠損の拡大や利益の縮小に対する損失を補償しようとするものである。

要領では、得意先喪失の補償の算定式について、次のとおり定めている。

一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額  
 = 従前の1か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率

このように、得意先喪失の補償は、従前の売上高を基にした売上減少率と限界利益率との2つの要素により算定することとなっている。

Q49

要領第7条第4号に規定する「別表2売上減少率表」の数値はどのように定められたのか。

A49

公共用地の取得に伴って生じた過去の営業補償事例を業種別に追跡調査し、その結果を取りまとめたものが売上減少率である。

営業再開後に予想される売上高の減少の状態は、業種により又は移転方法の相違により異なるものであることから、売上減少率は、業種ごとに営業場所を移転することによる損失と休業期間の長短に係る損失として、①構外移転で短期休業又は長期休業の場合及び②構内移転で短期休業又は長期休業の場合の4種類の場合に分け数値を適用するように定めている。

なお、売上減少率の適用において、長期休業とは30日超、短期休業とは30日以内とされている。

Q50

要領別表2売上減少率表について、売上減少率表の複数の分類に該当する場合、売上減少率表をどのように適用すればよいか。

A50

分類毎に「従前の1か月の売上高」を認定し、当該売上高にそれぞれの売上減少率を乗することとなる。

Q51

要領第7条第4号に規定する「限界利益率」とはどういった率か。

A51

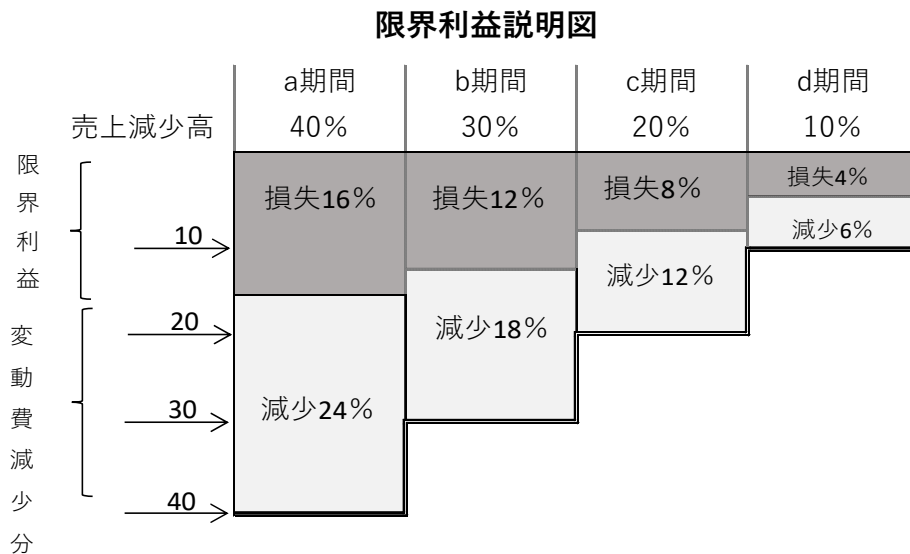
限界利益は、売上高に対する固定費と利益の合計額をいい、この割合を「限界利益率」という。

$$\text{限界利益率} = \frac{\text{限界利益}}{\text{売上高}} = 1 - \frac{\text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{\text{固定費} + \text{利益}}{\text{売上高}}$$

限界利益に対して補償するという事は、売上高が減少しても固定費（給与、減価償却費、固定資産税等）は、営業再開後も従前と同じように一定の額の支出を伴うことから利益を圧迫することとなるが、変動費（材料費、水道光熱費、外注費等）は、売上高に比例して支出され、売上高が減少すればその分だけ従前より減少し支出がないので損失から除外している。したがって、得意先喪失の補償は、売上高から変動費を除いた固定費と利益である限界利益に対して補償するものである。

$$\text{限界利益} = \text{売上高} - \text{変動費} = \text{固定費} + \text{利益}$$

次の限界利益説明図は、営業再開後のa期間からd期間に想定される売上高の減少に対する損失について図示したもので、補償対象となる限界利益に対応する部分と補償対象とならない変動費に対応する部分について示したものである。



**損失額分解表**

回復期間	再開後売上高 (従前100)	減少売上高 ①	変動費減少額 ①×60%	限界利益率 (固定費30%利益10%) ②	損失額 ①×②
a期間	60	40	24	40%	16
b期間	70	30	18	40%	12
c期間	80	20	12	40%	8
d期間	90	10	6	40%	4

次に、限界利益説明図を損失額分解表により説明すると上記のとおりとなる。a期間は、売上高が60に減少した場合で、減少売上高は40となり、その減少売上高に対応する変動費の縮小額は24(40×変動比率60%)となる。補償は減少した40から24を控除した額、すなわち、限界利益率を乗じた額16(40×限界利益率40%)が対象となる。次にb期間は、売上高が70%に減少した場合で、減少売上高は30となり、その減少売上高に対応する変動費の減少額は18(30×変動比率60%)となる。したがって、補償は減少した30から18を控除した額、すなわち、限界利益率を乗じた額12(30×限界利益率40%)が対象となる。

Q52

実務において限界利益率を求める場合についてどのようにすべきか。  
 <要領第7条第4号>

A52

限界利益率の算出においては、限界利益を算出する必要がある。限界利益は、前記 QA のとおり、以下のように表すことができる。

$$\text{限界利益} = \text{売上高} - \text{変動費} = \text{固定費} + \text{利益}$$

限界利益を求めるにあたり、固定費と変動費は、別表3 費用分解基準一覧表により判定するが、実務的には、固定費に比べ変動費の科目数が少ないことから、まず、変動費を求める方法が事務処理として効率的である。

### Q53

営業を一時休止し、店舗等の場所を移転するにも関わらず、得意先喪失の補償を行わない場合はあるか。

### A53

補償を行わない具体的な例としては、公共事業のみ受注する建設会社、流派や特殊な技術を求め教室に通うような場合（生け花教室等）、製造業で取引先が1社の場合などの休止、移転に伴って得意先の喪失が生じない場合が考えられる。ただし、上記例に該当する場合であっても直ちに得意先の喪失は生じないと判断するのではなく、営業実態を確認し、慎重に判断する必要がある。

### Q54

要領第7条第1号に規定する「固定的な経費の補償」とはどういった補償か。

### A54

企業は、営業を休止しても一定の経費を固定して支出しなければならない。これらの経費は営業していれば売上金の中から負担することができるが、営業を休止している期間中は収入がないのでそれを負担できない。そのため、営業休止期間中も固定して支出が予想される経費について損失として補償しようとするものであり、これらの経費の補償を固定的な経費の補償という。

この意味で、この「固定的な経費」は会計処理でいう「固定費」と若干内容が異なる。すなわち、固定費は、企業の操業度や売上げの大小に係わりなく支出が必要な費用であるが、営業補償でいう固定的な経費は、この固定費のうち休業期間中も固定して支出が予想される経費をいい、その意味する範囲は固定費より狭い。

固定的な経費の補償は、休業期間中に固定して支出される経費の補償であるが、固定して支出される経費であるか否かについては、経費の性格を十分理解して認定する必要がある。また、この場合、固定的な経費として認定される経費は、収益額の認定の過程で必要経費として損金経理した経費の中から認定するものであるため、注意が必要である。

以上をとりまとめて固定的な経費を定義すると、次のとおりとなる。

固定的な経費とは、土地等の取得又は土地等の使用に伴い一時営業を休止する必要がある場合に、その営業休止期間中に継続して固定的に支出が予想される経費をいい、収益額の認定の過程で損金経理された経費の中から認定される経費をいう。



Q55

固定的な経費は具体的にどういった会計書類から認定するのか。〈要領第7条第1号〉

A55

具体的な固定的な経費の認定の作業は、損益計算書に掲げられている数値だけでは十分でなく、経費によっては、総勘定元帳等の各勘定科目の内訳を調べ、固定的な経費となるものとならないものとの振り分ける必要がある。

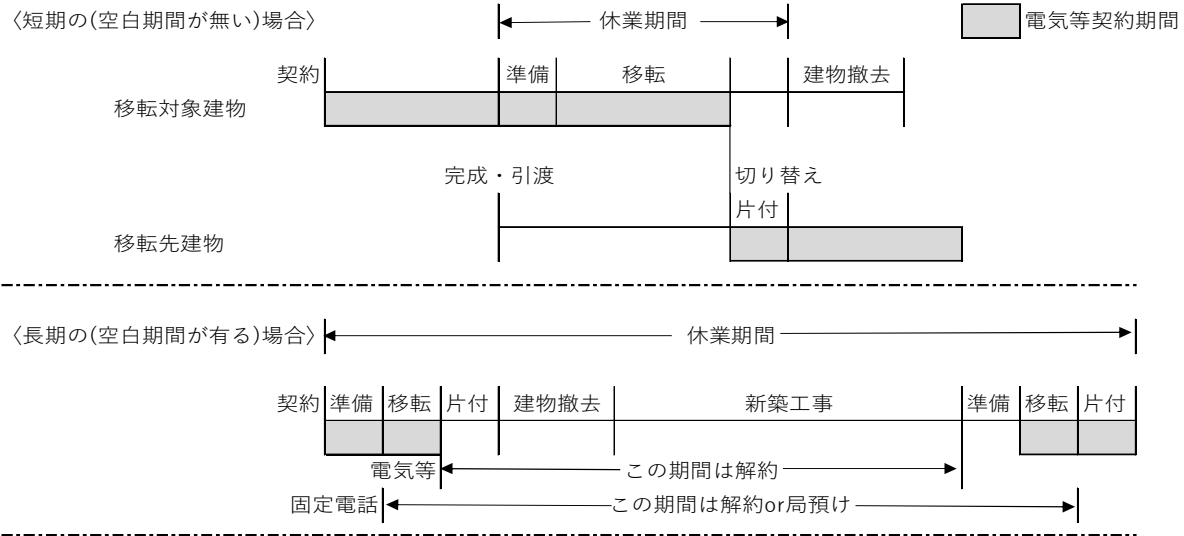
Q56

運用方針第33第1項(2)に規定する「電気、ガス、水道、電話等の基本料金」「火災保険料」「減価償却費」について、固定的な経費として認定できるのはどのような場合か。

A56

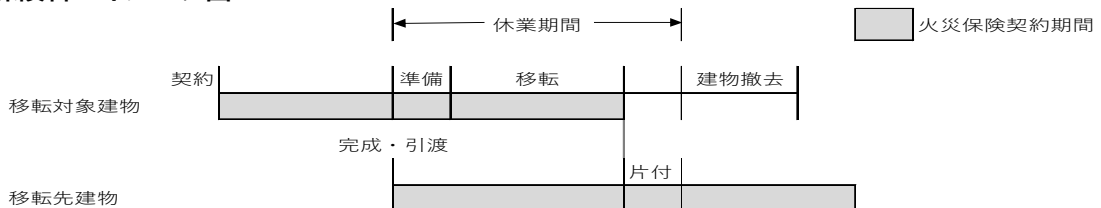
補償契約の締結後に建物等の対象物件が存続する期間等において継続して支出されることが予測される経費については、適宜、固定的な経費として認定することができるものとする。具体的には以下のとおり。

○ 基本料金のイメージ図



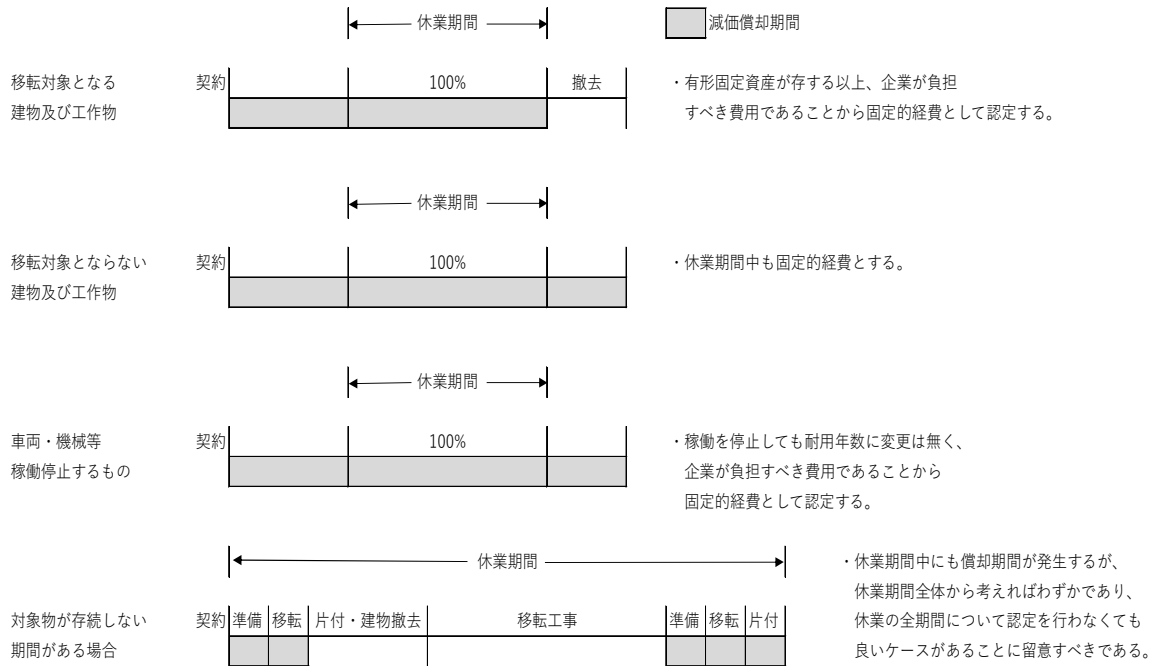
※上記の移転工法としては、短期は構外再築工法、長期は構内再築工法が考えられる。  
休業期間を認定するために作成した工程表により、電気等の供給が必要か否かにより判断を行い、解約・局預け等の認定を行う必要がある。

○ 火災保険料のイメージ図



※通常、建物を利用している間に解約をすることは考えづらいため、休業期間中も継続しているものとする。

## ○ 減価償却費のイメージ図



※「対象物が存続しない期間がある場合」については、構内工法を認定し、従前建物を取り壊した上で、残地に建物を建築する場合が考えられる。

## Q57

運用方針第33第1項(2)第四号に規定する「借入資本利子」について「休業期間中に継続して必要となる経費」とは、どのような場合か。

## A57

長期借入金とは、工場や土地等の固定資産を購入する際等、会社の成長のため投資する場合に発生することが多く、長期的な計画により返済が行われる借入金である。

短期借入金とは、商品の仕入れ代金を金融機関から借りて支払い、商品の売上げで借りた資金を返済する場合等、短期間の資金繰りの場合に使用することが多く流動的である。

以上のことから、借入金利子については、返済期日が当該決算期日の翌日から1年以上の長期借入金については固定的な経費と認定し、返済期日が当該決算期日の翌日から1年未満の短期借入金については固定的な経費として認定しない取扱いとする。

○ 借入金利息のイメージ図



※補償額算定については、申告の終わった直近の決算書類を収集・分析し、補償額を確定するため、補償契約を行う時点で短期借入金については返済が終了している可能性が高い。

以上のことから、借入金利息については、返済期日が当該決算期日の翌日から1年以上のものとして1年未満のもので区分し、補償額算定を行うことが妥当であると考えます。

Q58

要領第7条第2号に規定する「平均賃金」はどのように認定するのか。

A58

営業補償における平均賃金は、労働基準法第12条に規定する平均賃金の考え方により求めることとし、算定すべき事由の発生した日以前3ヶ月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額を言う。

具体的には、通勤手当、皆勤手当、時間外手当の他、家族手当など諸手当を含み、税金や社会保険料などの控除をする前の賃金の総額により計算する。

なお、賞与については、固定的な経費として算定する点に留意が必要である。

Q59

要領第7条第2号の「平均賃金」について、直近3ヶ月間の賃金により算定する方法と収益額認定の過程で必要経費として損金経理した費用の中の直近の3ヶ月の賃金により算定する方法があるがどちらを採用すべきか。

A59

要領第7条第2号の「平均賃金」は、労働基準法第12条に規定する平均賃金の考え方により求めることから、同条の「算定すべき事由の発生した日以前3ヶ月間にその労働者に対し支払われた賃金」という規定をもとに、原則、調査時点の直近3ヶ月の賃金により算定する。

なお、被補償者の会計事務の都合上、直近の賃金に関する資料が十分整理されておらず、やむを得ず、調査時点直近の賃金に関する資料が収集できない場合は、収益額の認定において損金経理された賃金のうち、直近の3ヶ月の賃金により平均賃金を算出することができる。

Q60

個人営業の事業主給与、専従者給与及び法人経営の事業主給与は、従業員に対する休業補償として取り扱うのか。〈要領第7条第2号〉

A60

個人営業（個人的な小規模法人を含む）の事業主給与及び専従者給与は、収益額の認定の過程では必要経費とはせず収益として取り扱うので、この場合は、従業員に対する休業補償として取り扱わない。また、法人経営の事業主給与は収益額の認定の過程で役員給与という必要経費として取り扱うので、この場合は、従業員に対する休業補償で取り扱う。

このように、「従業員に対する休業手当相当額」は、単に従業員の給与を対象とするだけでなく役員の給与をも含めて、収益額の認定の過程において必要経費として損金経理した人件費を対象として補償額を算定する。

Q61

役員賞与について、従業員に対する休業手当相当額の補償対象とするのか。  
〈要領第7条第2号〉

A61

役員賞与については、要領別表1 固定的経費認定基準により、役員賞与が損金経理されている場合については、固定的経費として補償するため、休業手当相当補償額の補償対象とはならない。

Q62

運用方針第33第1項(3)ただし書き第一号に規定する「同一経営者に属する営業所が他にあり、そこで従事できるとき」とはどのように判断するのか。

A62

他の営業所が存することを理由に一律に他の営業所で従事できると判断するのではなく、被補償者に対し他の営業所等への一時配置換え等の可能性を聞き取るなどして判断することとなる。

## Q 63

運用方針第 33 第 1 項 (3) ただし書き第三号に「従業員が一時限りの臨時に雇用されているときは補償額を減額し、又は補償しない」と規定されているが、具体的にどのような従業員が該当するのか。

## A63

一時限りの臨時に雇用されている従業員とは、労働基準法第 21 条に規定する労働者をいう。  
(アルバイト・パートといった名称で判断するものではない。)

ただし、同条第 2 号、第 3 号及び第 4 号の労働者について、やむを得ず雇用期間中に営業を休止せざるを得ないとき等、必要に応じ休業手当相当額の補償対象となる場合がある。

### (解雇の予告)

第二十条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも三十日前にその予告をしなければならない。三十日前に予告をしない使用者は、三十日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

② 前項の予告の日数は、一日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

③ 前条第二項の規定は、第一項但書の場合にこれを準用する。

第二十一条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第一号に該当する者が一箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第二号若しくは第三号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第四号に該当する者が十四日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 二箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

## Q64

労働基準法第 21 条に規定する労働者に該当するかどうかの確認はどのような資料により行えばよいか。

## A64

賃金の支払状況、労働契約書及び労働条件通知書により確認することができる。

Q65

要領第7条第5号の「商品、仕掛品等の減損の補償」について、どのような内容を補償するのか。

A65

商品、仕掛品等の減損の補償は、「商品、仕掛品等を移転することに伴い生ずる減損」と「長期間休業することに伴い生ずる減損」とが考えられる。

なお、商品、仕掛品等とは、商品、仕掛品のほか、製品、半製品、原材料、貯蔵品（消耗品等）があり、このうち、営業所等の移転に伴って減損の問題が生じるのは、主に、商品、製品、仕掛品、半製品である。

- ①商品：企業が加工を加えず、そのまま販売することを目的として仕入れたもの。
- ②製品：販売することを目的として自らが生産し保有するもの。
- ③仕掛品：工場で製品を製造する過程にあるもので、まだ変化していくもの。
- ④半製品：製造工程の中間までの作業を経た中間製品であり、そのままでも販売できるもの。
- ⑤原材料：製品を製造するため消費されるもので、原料、材料、部品等。
- ⑥貯蔵品：消耗品（事務用品、工具等）、燃料などで未使用のまま貯蔵されているもの。

Q66

前記 QA の「商品、仕掛品等を移転することに伴い生ずる減損」について、どのような内容を補償するのか。

A66

商品、仕掛品等を移転することに伴い生ずる減損の補償は、商品、仕掛品等を移転する際に生ずる破損、荷すれ、荷痛み等に対する補償であり、割増運賃及び運送保険料相当額を専門業者の見積等により算定するものとする。

しかし、商品、仕掛品等の品目によっては、それらになじまない場合があるので、営業の実情に即した損失を判定し適正に処理する必要がある。例えば、家具は、展示品を移動すると、見えない傷を最低3か所つけるといわれており、それが業界での取引価格に反映されている。

なお、割増の対象となる品目としては、以下のものが考えられる。

項目	内容
易損品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮、御輿、仏壇、神仏像 3. ピアノ、その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品
危険品	1. 高圧ガス保安法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目 4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの
特殊物件	1. 引越荷物、生きた動物、鮮魚介類 2. 死体
汚わい品	生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内蔵、塵芥等の廃棄物、尿尿
貴重品	貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物

Q67

QA65の「長期間休業することに伴い生ずる減損」について、どのような内容を補償するのか。

A67

長期間営業を休止することにより生ずる商品、仕掛品等の減損は、営業休止期間中、「商品、仕掛品等を倉庫又は仮店舗等に保管する場合の損失」と「商品、仕掛品等の性質上保管が不可能なもの又は保管することにより商品価値を失うものの損失」に分けられる。

「商品、仕掛品等を倉庫又は仮店舗等に保管する場合の損失」については定温倉庫蔵置貨物、薫蒸倉庫蔵置貨物、危険貨物、有毒性又は汚損性貨物など、当該商品、仕掛品等に適した保管方法をとる場合の割増料を補償する。

この場合の補償額の算定は、倉庫保管料・荷役料を基準とした資料又は倉庫業者の見積もりにより適正に判定する。

「商品、仕掛品等の性質上保管が不可能なもの」としては、生鮮食品等があり、「保管することにより商品価値を失うもの」としては、婦人服等流行に敏感な商品がある。これらの商品、仕掛品等は、保管することが適切でないので売却することとなり、売却に伴う損失が生ずることとなる。

売却損の補償は、営業廃止の補償における営業用固定資産の売却損の補償に準じて行うこととし、費用価格（仕入費及び加工費等）の50%を標準として補償することとなる。なお、営業の実情によりこれにより難しい場合は、費用価格は帳簿等で取得原価を調査し、処分見込価格については専門業者の見積もりを徴し、売却損の補償額を判定する。

Q68

要領第7条第6号の「移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償」について、どのような内容を補償するのか。

A68

移転広告費等、開店祝費等及びその他の費用がある。これらの費用には、閉店時と開店時とにかかる費用があり、閉店時には閉店広告費と移転通知費、開店時には開店広告費と開店祝費等及びその他の費用がある。

Q69

要領第7条第6号（一）イの移転広告費について、広告枚数や回数はどうのように認定するのか。

A69

移転広告は、閉店時と開店時とに分け、不特定の顧客に対し通常チラシによる新聞折り込み広告により行われる。補償の内容は、広告枚数と回数により決定され、補償対象となる企業の業種、規模、補償対象地域の商圈の世帯数、現に企業が過去に行ったチラシ広告の実績等により広告枚数を認定し補償額を決定することを原則とする。

なお、広告回数については、移転前と移転後の計2回を原則とするが、必要に応じて3回（移転前1回と移転後2回）とするなど業種や地域の実情を考慮して認定する。

Q70

要領第7条第6号（一）ロの移転通知費について、移転通知枚数はどうのように認定するのか。

A70

移転通知は、通常ハガキにより特定の得意先等に対して行うものであるため、閉店時に1回行う。通知枚数をどれだけにするかは、得意先名簿や取引先名簿等の帳簿を調査することにより認定するが、不明な場合は、年賀状や暑中見舞用ハガキの購入枚数、聞き込み調査や地域の実情等を考慮してその枚数を認定することを原則とする。

Q71

要領第7条第6号（二）イの開店祝費はどのような費用か。

A71

開店祝費は、開店時に得意先や取引先を招待し祝賀するときに要する費用である。その費用は、得意先や取引先の招待に要する費用、祝賀会に要する費用及びその他開店祝に関して通常想定される費用からなる。開店祝費は、祝賀会の規模等により恣意的になりがちであるため、補償としては、客観的な常識の範囲内で行うことが前提となる。したがって、会場は、一流ホテル等の会



場を借り上げるようなことではなく移転先の新店舗敷地で行うことを原則とする。

招待に要する費用は、招待状代、印刷代、封書代、切手代があり、祝賀会に要する費用としては、酒肴代、記念品代のほか、胸飾代、盛花代、幔幕の使用料がある。その他開店祝に関して通常想定されるその他の費用としては、案内看板及び必要に応じて祝賀会当日の駐車場の借り上げ料が想定される。これらの費用は、必要に応じて広告代理店、イベント関連業等の専門業者からの聞き込み調査や地域の実情等により決定する。

## Q72

要領第 7 条第 6 号 (三) のその他の費用について、要領に規定されている項目以外にどのような費用が補償対象と考えられるか。

## A72

その他の費用について、必要に応じて補償が考えられるものは、法令上の手続費用、野立看板等の書替えに要する費用、営業用自動車の車体文字（所在、電話番号等）の書替えに要する費用等があり、また所在、電話番号、店舗等の写真入りのパンフレットその他の用品（袋、包装紙、封筒、ゴム印）等も移転先で使用できないものは補償の対象となりうる。

補償する場合の確認方法としては、写真撮影（日付入り）等や封筒等の現物調達が可能なものは、現物調達（写真撮影も可）し、ゴム印等については規格の確認のために押印した物を収集し確認する方法がある。

## Q73

補償対象店舗がフランチャイズ契約を締結している場合、本部（フランチャイザー）に対するロイヤリティの補償はどのように考えるべきか。

## A73

本部は補償対象店舗とフランチャイズ契約を締結しているに過ぎず、一般的には、基準第 2 条第 4 項に規定する「土地等の権利者」に該当しないことから、本部に対するロイヤリティの補償は不要と考える。

ただし、フランチャイズ契約の契約形態は様々であることから、個々の契約内容を確認して適切に補償の要否を判断することとなる。

#### 【4 仮営業所を設置して営業を継続する場合について】

#### Q74

運用方針第33第2項(1)第一号~第三号において、仮営業所を設置して営業を継続することが必要かつ相当であると認められる場合が規定されているが、それぞれどのような要件の違いがあるのか。

#### A74

運用方針には、以下の場合が規定されている。

- ①銀行、郵便局等公益性の強い事業で、その営業活動を休止させることが社会的にみて妥当でないとき。
- ②仮営業所を設置するのに適当な場所が存すると見込まれ、かつ、営業休止による補償額相当額以下であるとき。
- ③緊急に施行を要する工事等のため、仮移転をさせる必要があるとき。

①③は、その公益性や緊急性から仮営業所を設置することが必要かつ相当と考えられる場合であって、休業に伴う営業補償が仮営業所を設置して営業を継続する場合の補償より経済性を有する場合であっても、その必要性から仮営業所を設置して営業を継続する補償をすることとなる。

②は、通常の休業をさせるとした場合と仮営業所の設置を考慮した場合との経済比較が必要となる。実務的には、仮営業所として適当な場所が存在し、通常の休業をさせるとした場合の営業補償が著しく高額となると見込まれる場合に仮営業所の設置について検討することとなる。

#### Q75

運用方針第33第2項(1)第一号に、「銀行、郵便局等公益性の強い事業・・・」と規定されているが、公益性の強い事業は常に仮営業所を設置する補償としなければならないのか。

#### A75

公益性の強い事業であっても、営業を休止させてもその公益性が保たれ、法令や社会通念上も営業の休止が妥当なものであるときは仮営業所を設置する補償は要しない。

#### Q76

要領第5条の営業休止の補償（仮営業所を設置して営業を継続する場合）の各補償項目はどのような概要か。

#### A76

要領第5条の営業休止の補償（仮営業所を設置して営業を継続する場合）の各補償項目の概要は以下のとおりである。

##### (1) 仮営業所の設置の費用の補償

仮営業所を設置するために通常想定される費用に対し補償するものであり、「仮営業所を建設する場合」「仮営業所を借り上げる場合」に区分される。

**(2) 仮営業であるための収益減又は所得減等の補償**

仮営業期間中も通常どおりの営業を行っていたとした場合に得られたであろう収益と比較して、仮営業所での営業収益が減少すると認められる場合の収益減少分に対し補償するものである。

**(3) 仮営業所であることにより一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償**

店舗等が仮営業所へ移転することに伴い位置が変更となることにより、一時的に得意先を喪失することによって通常生ずる損失額を補償するものである。

**(4) 仮営業所を設置する場合における商品、仕掛品等の減損、移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償**

仮営業所へ移転することにより想定される商品、仕掛品、原材料等の減損に対し補償するもの、移転広告費及びその他仮営業所に移転することにより支出が通常想定される費用に対し補償するものである。

Q77

要領第8条第1号に規定する「仮営業所の設置の費用の補償」の算定にあたりどのような点に留意すべきか。

A77

仮営業所の設置は、仮営業を営むため通常必要とする規模及び設備に必要な費用とし、その方法は、「仮営業所を建設する場合」と「仮営業所を借り上げる場合」とに分かれる。

仮営業所を建設する場合としては、残地又は従前地の周辺に仮営業所を設置する土地が存する場合、仮営業所を借り上げる場合としては、従前地が家屋が密集する既成市街地内であり、周辺に仮営業所を設置する余地がない場合等が考えられる。

なお、仮営業所を建設する場合には、一般には仮設建物を新設することが多くなるものと思われるが、場合によっては仮設組立建物等の資材をリースする方が経済性を有する場合があるので、このような場合には、リースに必要となる費用を補償する。

Q78

要領第8条第2号に規定する「仮営業であるための収益減又は所得減等の補償」についてはどのような点に留意すべきか。

A78

仮営業であるための収益減又は所得減等の補償にあたっては、まず、収益の低下が生じない仮営業所の設置の方法を検討する必要があり、それでもなお収益減が生じる場合に、補償額を算定することとなる。また、この補償は、前もって仮営業所で上げる収益を見積もらなければならないため、その判断が非常に困難な場合が多いことから前述のとおり、収益の低下が生じない仮営業所の設置の方法に特に留意する必要がある。

Q79

要領第 8 条第 3 号に規定する「仮営業所であることにより一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償」についてはどのような点に留意すべきか。

A79

仮営業所であることにより一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償は、従前の営業所の位置を変更することにより、一時的に得意先を喪失することによって生ずる損失の補償である。

しかし、仮営業所は、従前の営業所の近くに設置しなければ営業を継続する意味がなく、得意先が減少するような仮営業所の設置には問題があるといえる。

Q80

要領第 8 条第 4 号に規定する「商品、仕掛品等の減損の補償」の算定にあたりどのような点に留意すべきか。

A80

商品、仕掛品等を移転することに伴い生ずる減損は、仮営業所への移転の時と移転先への本移転の時と二度あることに留意する必要がある。

## 【5 営業規模縮小補償について】

Q81

営業規模縮小補償はどのような場合に認定するのか。

A81

営業規模縮小の補償は、土地等の取得又は使用に伴い残地を合理的な移転先と認定したことにより、従来の営業規模を縮小せざるを得なくなると認められる場合の補償であり、①資本又は労働の過剰遊休化の発生の有無、②営業継続の最低規模の確保の可否、③経済合理性等により判断し認定する。

Q82

前記QAの①資本又は労働の過剰遊休化の発生の有無、②営業継続の最低規模の確保の可否、③経済合理性を判断するための具体的検討内容はどのようなものか。

A82

営業規模を縮小しなければならないときは、営業用建物の規模の縮小の場合のみならず、ゴルフ練習場等の営業用施設、作業場等の規模の縮小による場合あるいは駐車スペースに依存するサービス業のように駐車場の規模の縮小により営業施設が遊休化する場合も考えられる。

営業規模縮小の補償を認定するための要件は、以下の①～③である。

① 従前に比して資本又は労働に過剰遊休化が発生すること

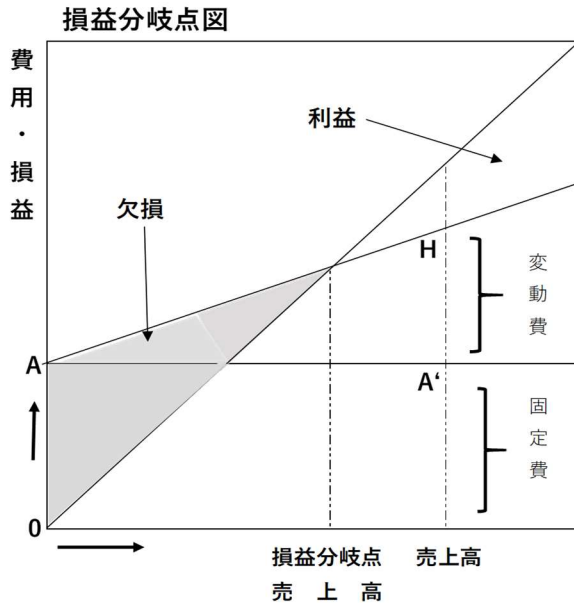
営業用建物等の規模の縮小は直ちに営業規模の縮小につながるものではなく、建物等の規模を縮小したために売場面積、作業場面積、テーブル等の施設が減少し、その結果、売上高が減少することが明らかであると認められる場合に限って本補償を適用すべきである。既に過剰遊休化が認められる場合（効率的でない営業）や、営業用建物等の規模が縮小されても残存建物の内部改造等により営業の規模を縮小しないですむ場合もあるので、留意する必要がある。このため、適正規模を欠くことにより資本及び労働に過剰遊休化を生ずるかどうかの検討が必要であり、検討にあたっては、操業度について調査を行い、当該企業の現状と将来の動向を把握し、規模の縮小が及ぼす影響の度合を判断することとなる。操業度調査の結果、現状において既に過剰遊休化が認められる場合（効率的でない営業）には、建物等の規模の縮小に伴う影響度合は少ないと考えられる。

② 営業を継続できる最低限の規模が確保できること

営業を継続できる最低限の規模の基準をどこにおくかは、業種、現在規模等によって異なるが、どの程度の売上高が最低限の基準となるかの目安として損益分岐点売上高がある。損益分岐点売上高は、一定の売上高を超過すると利益が発生し、下回ると損失が発生する分岐点（損益分岐点）の売上高であり、次式により算定できる。

$$\text{損益分岐点売上高} = \frac{\text{固定費}}{1 - \frac{\text{変動費}}{\text{売上高}}}$$

(注) 固定費及び変動費についてはQ A 5 1を参照。



1. 縦軸は費用・損益、横軸は売上高。
2. グラフは正方形。  
左下を原点0とし対角線(売上高)をとる。
3. 横軸に実際の売上高をとり、縦軸に平行に線をとる。
4. この線上に固定費(A')をとり横軸に水平線をとる縦軸との交点Aをとる。
5. またA'点の上に変動費(H)をとる。
6. H点とA点を結ぶ直線をとると、AHA'の三角形が、売上高によって変化する変動費、AA'より下が固定費であるからAH線は総費用を表わす。
7. 原点0からの対角線は売上高を示すので、この線とAH線の交点が損益分岐点となり、それより上方が利潤を生み、下方が欠損となる。

縮小後の売上高は、収集した資料(確定申告書及び付属明細書等)及び縮小率の認定を行うことによって求めることができる。

縮小後の売上高が損益分岐点売上高を上回っていれば利益が発生し、逆に下回っていれば損失が発生するので、それを参考に判断することができる。

③ 経済合理性の面から検討することにより、営業規模縮小の補償が合理的と判断される場合であること

営業用建物等を残地に存置させるとした場合に考えられる、改造工法や規模を縮小した除却工法等について、それぞれの移転工法における補償総額による比較検討の結果により、営業規模縮小の補償によるのが最も合理的と判断できる場合である。

ただし、上記①～③の要件を満たす場合であっても、営業規模縮小の補償は、②の要件にあるように、営業を継続できる最低限の規模を確保しているにすぎず、従前の売上を確保する補償ではないことから、積極的にその補償を検討する補償方法ではなく、当該場所でなければ経営がなりたたないなどの特殊な事情があるケースに限り採用する補償方法であることに留意する必要がある。

Q83

要領第10条第1号の「固定資産の売却損の補償」はどういった場合に補償するのか。

A83

営業規模を縮小することにより、機械装置、車両運搬器具、什器備品等の営業用固定資産のな



かで、縮小部分に応じて不要となるものが発生する場合に補償する。

その取扱いは、営業廃止補償と同様である。

Q84

要領第 10 条第 2 号の「解雇予告手当相当額の補償」は、どのような場合に補償するのか。

A84

営業規模が縮小されることに伴い労働の過剰遊休化が生じ、従業員を解雇しなければならない場合における労働基準法第 20 条の規定の適用を前提とした補償である。したがって、営業廃止補償同様、事業主が解雇しようとする 30 日前にその予告をすれば、その支払いをする必要がないものであるから、移転期間等の関連から 30 日前に解雇の予告が不可能な場合のみ補償する。

営業廃止補償の場合と異なるのは、解雇の対象となる従業員を確定する点であり、作業との関連や組織上から解雇の対象者を確定することが困難な場合については、経営者及び経営の専門家の意見を参考にすることが必要である。

また、複数部門ある企業のうちある部門の一部を縮小する場合においては、対象者を確定することが困難な場合もあるが、その場合には、その部門の従業員を無作為に抽出して対象者を確定し、補償額を算定することが考えられる。

なお、従業員を解雇するにあたり労働基準法第 64 条に規定されている帰郷旅費相当額については、実態に応じて補償する。

Q85

要領第 10 条第 3 号の「その他資本及び労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額の補償」の（一）「資本の過剰遊休化により通常生ずる損失額の補償」及び同号（二）「労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額の補償」とはどのような補償か。

A85

企業は資本及び労働に対して適正な規模で企業活動を行っていると考えられることができるが、営業規模が縮小されることにより、その縮小部分に対応する資本及び労働の過剰遊休化が生ずることとなる。したがって、企業は不用となる営業用固定資産を売却したり、従業員を解雇したりすることによって資本及び労働の過剰遊休化を解消するために企業努力をするが、営業規模の縮小率と同じ割合まで売却又は解雇できない場合には、潜在的過剰遊休化現象を生ずることとなる。

その場合、営業規模が縮小したために製品の製造量又は商品の販売量等が減少するにもかかわらず、固定的な経費がそれに対応して減少しないため経営効率が低下し、生産費又は販売費等が相対的に増大する。

ここでは、資本の過剰遊休化の損失を規模縮小の割合に応じて減少しない固定的経費の面からとらえることとする。したがって、資本の過剰遊休化により通常生ずる損失額の補償とは、企業が営業規模の縮小に伴い不用となる営業用固定資産を売却してもなお、営業規模縮小率と同割合まで売却できない場合に発生する潜在的過剰遊休化に起因して生ずる損失に対する補償となる。

また、労働の過剰遊休化の損失については、従業員を解雇しないため、規模縮小の割合に応じて減少しない従業員手当相当額の面から把握することとする。したがって、労働の過剰遊休化により通常生ずる損失額の補償とは、企業が営業規模の縮小に伴い不用となる従業員を解雇してもなお、営業規模縮小率と同割合まで解雇出来ない場合に発生する潜在的過剰遊休化に起因して生ずる損失に対する補償となる。

Q86

要領第10第3号の「縮小率」は、具体的にどのように求めるのか。

A86

店舗面積、敷地面積、駐車可能台数、生産施設等と売上高とが密接な関係にある業種については、これらの施設の縮小の程度に応じて補償することになる。例えば、店舗面積等に関する業種としては、飲食店（テーブル数）、理髪店（席数）、旅館業（室数）、小売店等があり、敷地面積等に関する業種としては、有料駐車場（台数）、倉庫業（面積、体積）、養鶏・養魚・養豚業、ゴルフ練習場等（打席数）がある。店舗面積や敷地面積等に加え、駐車可能台数も関係する業種としては、ファミリーレストラン、ホームセンター、パチンコ店等がある。

これらの業種は、売上高と密接な関係にある営業施設の縮小の程度に応じて縮小率を判定することとなるが、縮小率は、一般に次により求めることができる。

（面積等の減少が直接売上高の減少となる場合。）

（第1案）縮小率	=	$1 - \frac{\text{縮小後の面積等}}{\text{縮小前の面積等}}$
----------	---	---

（面積等の減少に加え、従前の施設の稼働状況を考慮する必要がある場合。）

（第2案）縮小率	=	$\left( 1 - \frac{\text{縮小後の施設等の状態}}{\text{従前の施設等の状態}} \right) \times \text{稼働率}$
----------	---	---

しかし、営業規模の縮小の補償の対象となるものは、縮小された部分の全てが補償の対象となるものではない。すなわち、企業の日常の経営状態は、常にフル回転の状態で営業用施設が稼働しているわけではなく、経営規模を縮小しても従前と同じ収益（売上）を得られる場合は、補償をする必要はなく、営業規模を縮小したことにより従前の収益を得られなくなった部分のみに対して補償することとなる。すなわち、営業施設の稼働率は、午前と午後、平日と週末、夏・冬等の季節等により一定でなく変動しているものであり、営業規模の縮小により影響を受ける部分のみを補償の対象とするものである。

なお、不動産業、卸小売業、国家資格等による営業等においては、営業用建物や営業用施設等の縮小率と売上高との相関関係が低いと考えられるため、営業規模の縮小率を認定する場合には、経営の専門家の判断を求めることが望ましい。

Q87

要領第10条第4号の「経営効率が低下することにより通常生ずる損失額の補償」について、なぜ認定収益（又は所得）額を基に算出するのか。

A87

企業は土地、資本、労働及び経営という生産要素が結びついて現実の収益をあげており、その収益は生産要素の組合せが均衡を保っている場合に最大となるものである。

したがって、経営規模を縮小することにより生産要素間の均衡がくずれる場合は、経営効率が低下して一商品当たりの販売費又は単位生産物当たりの生産費は増加するが、資本及び労働の過剰遊休化に伴う損失を補償すれば経営効率低下に伴う損失の相当部分は補償されたこととなる。

しかし、それでもなお補償されない部分があると思われることから、それらを収益におきかえて損失を補償する。

また、営業規模の縮小部分については、一部営業が廃止されたものとも考えることができるので、その部分から得ている収益についても補償する必要がある。

## 【6 税込経理方式と税抜経理方式の概要と取扱いについて】

会計資料には「税込経理方式」と「税抜経理方式」があるが、それぞれどのような経理方式か。

A88

消費税に係る事業者における経理方式は、税込経理方式（消費税の額とその取引の対価の額を区分しないで経理する方式）と税抜経理方式（消費税の額とその取引の対価の額を区分して経理する方式）に大別され、事業者が任意に選択することになっている。

被補償者である事業者がどちらの経理方式を採用しているかを見分ける方法は、法人税等の確定申告書の付属資料等から行うこととなる（法人税等の確定申告書や消費税確定申告書自体からは、税込みか税抜きかは判断できない。ただし、法人税の確定申告書に添付する「事業概況説明書」や消費税の還付申告書に添付する「仕入控除税額に関する明細書」には、税込み等の経理方式を記載する欄有り）ので、当該申告書の計算資料である試算表、総勘定元帳及び当該補償対象である営業体の経理担当者等へのヒヤリングにより判断することとなる。

なお、税込経理方式と税抜経理方式の内容及びその比較は次のとおり。

区 分	a 税込経理方式	b 税抜経理方式
事業の損益に対する影響	売上げ及び仕入れに係る消費税額は売上金額、たな卸資産や固定資産等の取得価額、諸経費の支払金額に含まれるので、事業の損益に影響あり	売上げ及び仕入れに係る消費税額は預り金及び仮払金として処理するので、事業の損益には影響なし
売上げに係る消費税額の経理処理	売上金額に含めて収入に計上	仮受消費税として預り金処理
仕入れに係る消費税額の経理処理	たな卸資産や固定資産等の取得価額、諸経費の支払金額に含む	仮払消費税として仮払金処理
納付した消費税額の経理処理	租税公課として事業所得等の必要経費に算入する	仮受消費税の額から仮払消費税の額を差引いた金額を預り金の支出とする（事業の損益に関係なし）
消費税額の還付を受けた場合の経理処理	雑収入として収入金額に算入	仮払消費税の額から仮受消費税の額を差引いた金額を仮払金の入金とする（事業の損益に関係なし）

### <税込経理方式について>

税込経理方式とは、取引に係る消費税をそのまま取引金額に含めることとし、課税売上げ及び課税仕入れに係る消費税をその取引の対価の額と区分しないで処理する方法で、経理処理の簡便さに着目した方法である。

この経理処理によれば、消費税を仮受消費税または仮払消費税として区分経理する必要が無いので、経理処理上の負担は、消費税が資産の取得価額の一部を構成することになる。

### 税込経理方式の仕訳例

	(借方)	(貸方)
○商品売上げ	売 掛 金 1,100,000	売 上 1,100,000
○商品の仕入れ	仕 入 330,000	買 掛 金 330,000
○経費の支出	経 費 220,000	未 払 金 220,000
○固定資産の取得	固 定 資 産 440,000	未 払 金 440,000
○納付税額	公 租 公 課 10,000	未払消費税等 10,000

#### 納付税額の計算

$(国 税) 1,100,000 \times 7.8/110 - (330,000 + 220,000 + 440,000) \times 7.8/110 = 7,800$   
 $(地方税) 7,800 \times 22/78 = 2,200$   
 $7.8/110 \cdots \cdots$  消費税は税込対価を税抜対価に引直して税率7.8%を乗じる。  
 (注) 納付税額の処理は、納付時に損金処理する方法もある。

### <税抜経理方式について>

税抜経理方式とは、取引に係る消費税を損益計算に影響させずに、国又は地方公共団体に対する債権債務として認識する会計処理であり、資産の譲渡等に係る消費税の経理を消費税額を課税売上げ及び課税仕入れに含めないでその対価の額と区分して処理する方法である。

この経理処理によれば、国税である消費税については、売上げに係る消費税は仮受消費税、仕入れ、経費及び固定資産の取得等の課税仕入れに係る消費税は仮払消費税として経理処理し、期末に仮受消費税から仮払消費税を差し引いた額、すなわち納付すべき消費税額を未払消費税（仮払消費税の方が多く消費税の還付金額が発生する場合は未収消費税）として計上することになる。

次に、地方税である地方消費税については、国税である消費税額を課税標準として22/78の税率で地方消費税額を計上することとなる。

### 税抜経理方式の仕訳例

	(借方)	(貸方)
○商品の売上げ	売 掛 金 1,100,000	売 上 1,000,000
		仮 受 消 費 税 等 100,000
○商品の仕入れ	仕 入 300,000	買 掛 金 330,000
	仮 払 消 費 税 等 30,000	
○経費の支出	経 費 200,000	未 払 金 220,000
	仮 払 消 費 税 等 20,000	
○固定資産の取得	固 定 資 産 400,000	未 払 金 440,000
	仮 払 消 費 税 等 40,000	
○納付税額	仮 受 消 費 税 等 100,000	仮 払 消 費 税 等 90,000
		未 払 消 費 税 等 10,000

#### 納付税額の計算

$(国 税) 100,000 \times 7.8\% - (30,000 + 20,000 + 40,000) \times 7.8\% = 7,800$   
 $(地方税) 7,800 \times 22/78 = 2,200$   
 $7.8\% \cdots \cdots$  消費税率10%のうち国税である消費税率7.8%

- 注) 1. 仮受消費税等 = 仮受消費税(7.8%相当額) + 地方税の仮受消費税相当額  
(仮受消費税の22/78相当額)
2. 仮払消費税等 = 仮払消費税(7.8%相当額) + 地方税の仮払消費税相当額  
(仮払消費税の22/78相当額)

「税込経理方式」が採用されている会計資料の場合、営業休止補償にあたってどのように取扱うのか。

A89

各補償項目と消費税の取扱は次のとおり。

### (1) 収益減の補償と消費税の取扱い

収益減の補償における年間の認定収益額の算定にあたっては、税込経理方式による損益計算書を税抜経理方式の損益計算書に作り替える必要はなく、それぞれの方式による会計資料により年間の認定収益額を求めることとなる。

一般に、税込経理方式と税抜経理方式の違いにより収益額に違いが生じる場合としては、減価償却資産を取得した場合があり、具体的には次表のように説明することができる。ただし、この場合であっても以下の理由から、税込経理方式による損益計算書を税抜経理方式による損益計算書に作り替える必要はない。

- ・税込も税抜も認められた会計処理であり、どちらも会計処理として誤りでないこと。
- ・同じ施設や資源を活用して営業をしても、会計処理の方法により利益は異なる場合があること。(例：減価償却費の計算において、定率法と定額法では、減価償却の途中段階で費用化される金額が異なる。)
- ・税込経理方式から税抜経理方式への作り替えは、領収書等の証拠書類の確認が必要であり、会計帳簿のみでは、実務上税抜経理方式に作り替えることが困難なこと。  
(例えば、「接待交通費」について、取引先への見舞金は不課税となるのに対し、見舞いとして果物、生花等の購入をした場合は課税となるなど、会計帳簿の確認のみでは困難である。)

<表>

<税込経理方式の場合>				<税抜経理方式の場合>			
①	売上高	11,000,000	(仮受消費税) 1,000,000	①	売上高	10,000,000	
②	売上原価	5,500,000	(仮払消費税) 500,000	②	売上原価	5,000,000	
③	公租公課(消費税)	500,000		①-②	利益	5,000,000	
①-②-③	利益	5,000,000					
				※税抜経理方式であり、消費税は別途計算。			
				仮受消費税 1,000,000			
				仮払消費税 500,000			
				未払消費税 500,000			
<p>ここで取得原価5百万円の有形固定資産を取得し、以下の条件で減価償却したとする場合、税込経理方式と税抜経理方式で利益に差が生じる。 減価償却の条件：耐用年数10年 残価率ゼロ 定額法</p>							
①	売上高	11,000,000	(仮受消費税) 1,000,000	①	売上高	10,000,000	
②	売上原価	5,500,000	(仮払消費税) 500,000	②	売上原価	5,000,000	
③	公租公課(消費税)	500,000		③	減価償却費	500,000	
④	減価償却費	550,000		①-②-③	利益	4,500,000	
①-②-③-④	利益	4,450,000					
<p>上記の様に、減価償却資産を取得し、減価償却費を考慮すると利益に差が生じることとなる。</p>							

この取扱は、消費税について、本則課税を選択している事業者も簡易課税制度を採用している場合も同様である。

なお、免税事業者で課税事業者を選択していない事業者の場合は、売上げ及び仕入れ等に含まれる消費税を分離して経理する必要がないため税込経理方式で経理されることとなる。免税事業者は、計算上仮に仮受消費税から仮払消費税を控除した金員がある、すなわち、仮受消費税額が仮払消費税額を上回る場合でも、納税義務が免除されるためその差額は、いわゆる「益税」として収入になっていることから、収集した税込経理方式の資料に基づき、消費税額を控除しないで認定収益額を算定することになる。

## (2) 固定的経費補償と消費税の取扱い

固定的経費の補償は休業期間中も支出が必要な経費のうち、認定収益額の算定の過程で経費として控除したもののの中から認定するものであり、当該固定的経費について個別に被補償者たる事業者が第三者である事業者から資産の譲渡等を受けるものであることが前提となっている経費については、原則として税抜の経費に消費税相当額を加算し、補償することとなる。

そのため、税込経理方式の場合は、固定的経費をいったん税抜で認定した上で、必要に応じて消費税相当額を加算することとなる。

この場合に、税抜経理方式の損益計算書を作成する必要は無く、認定する経費のそれぞれについて税抜額を求めれば良い。

## (3) 得意先喪失の補償と消費税の取扱い

得意先喪失補償は次のように算定される。

$$\begin{aligned} & \text{一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額} \\ & = \text{従前の1か月の売上高} \times \text{売上減少率} \times \text{限界利益率} \end{aligned}$$

上式のうち、「従前の1か月の売上高」については、税抜にして算定する必要がある。

次に、「限界利益率」については、収益減の補償と同様の理由により、税込経理方式による損益計算書を税抜経理方式による損益計算書に変換し、限界利益率を求める必要はない。

## (4) 休業（人件費）補償と消費税の取扱い

人件費については、消費税法第2条第1項第12号及び消費税法取扱通達第11-1-2で「給与等を対価とする役務の提供」が課税仕入れの範囲から除かれているので、考慮の対象外である。



## 【7 算定例】

【算定例1】（法人） 自動車販売等の支店が支障となった場合の営業休止の補償事例

【算定例2】（個人事業） 酒店が支障となった場合の営業休止の補償事例

【留意事項】

- ① 営業に関する補償額の算定にあたっては、各地域の実情により諸運用が異なる場合があるため、実際の算定においては各地域の実情に留意すること。
- ② 業種・業態等により会計処理の方法や作成される会計資料に違いがあることに留意すること。
- ③ 本算定例は、補償金算定の一例であることから、調査・算定に関する資料の掲載は主要な資料のみとし、各様式（調査表、明細書等）を作成するために必要な元帳等の掲載は省略している。  
したがって、実際の調査算定にあつては、本算定例に掲載されている資料以外にも調査算定資料が必要であることに留意すること。

【算定例1】（法人）

自動車販売等の支店が支障となった場合の営業休止の補償事例

## 営業補償金算定書

### 【I】事業概況

調査対象事業所は、〇〇株式会社〇〇店であり、その事業概況は次のとおりである。

#### 1. 事業概要（本社）

- (1) 社名 〇〇株式会社
- (2) 本店所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番
- (3) 代表者 代表取締役社長 〇〇 〇〇
- (4) 営業種目 自動車販売（新車・中古車）、修理  
自動車保険等の代理店業、自動車貸渡業
- (5) 店舗 〇〇県下〇店舗
- (6) 定休日・営業時間 毎月曜日・営業時間 8:45～17:15
- (7) 開業 昭和〇年〇月〇日
- (8) 売上高 40億3690万円（第〇期 〇年〇月〇日末期）
- (9) 営業の許認可 〇〇局長指定自動車整備工場
- (10) 資本金 〇〇〇〇円
- (11) 従業員 〇〇名（〇年〇月末現在）
- (12) 取引銀行 〇〇銀行〇〇支店
- (13) 税の申告 法人
- (14) 消費税の申告 課税売上割合 95%以上、課税売上高 5億円以上
- (15) 発行株式数 〇〇株

#### 2. 移転対象事業所概要

- (1) 店名 〇〇株式会社 〇〇店
- (2) 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番
- (3) 店長 〇〇 〇〇
- (4) 営業種目 自動車販売（新車・中古車）自動車整備  
自動車保険等の代理店業、自動車貸渡業
- (5) 定休日・営業時間 毎月曜日・営業時間 8:45～17:15
- (6) 開店 平成〇年〇月〇日
- (7) 営業の許認可 〇〇局長指定自動車整備工場
- (8) 従業員 6名（〇年〇月末現在）

#### 3. 事例の概要

一般国道〇〇号改築工事に伴い、△△△△外3名の所有する土地の一部を取得する必要が生じた。当該土地に所在する建物は、〇〇株式会社〇〇店が自動車販売業等を営んでおり、事業により建物移転等が必要となった。

## 【Ⅱ】営業補償指針

### 1. 営業休止期間について

対象事業所の移転工法・業種・業態等を総合勘案した結果、営業休止補償を実施することが妥当と認めた。建物移転工法は構外再築工法とされており、その営業休止期間については、『移転工程表』のとおり 10 日間とした。

## 【Ⅲ】営業休止補償額の算定

### 1. 収益減の補償について

#### (1) 年間収益額の算定方法

対象法人の納税申告は税理士に委嘱して行われており、毎年、〇〇税務署に提出されている。収集した調査時期直近 3 事業年度の申告書類は、〇〇税務署長発行の納税証明書との所得金額と一致したため、真正のものと認め、これに基づき以下の検討を行うこととした。

#### (2) 年間売上損益の認定

収集資料による調査時期直近 3 事業年度の売上損益の状況は『損益計算書比較表』のとおりである。調査時期直近 3 事業年度の営業実績の推移を検討した結果、営業利益については増加傾向にあるものの、概ね一定した数値となっており、今後も同様に推移していくと判断した。したがって、補償対象売上損益としては、直近事業年度である△年度分を採用することとした。なお、当該法人は、〇か所の店舗を有しているが、経理上は本社において一括処理されている。対象事業所である〇〇店については、総勘定元帳等から実績額を計上することとしたが、仕入高については実績額の把握が困難であったため、当該法人全体の売上高に対する〇〇店の売上高の割合（売上高比率）をもって認定した。

#### (3) 販売費及び一般管理費の認定

対象事業所である〇〇店の販売費及び一般管理費については、事務員給与、従業員給与、退職金以外の科目については、本店対象経費を含めた実績額の把握が困難であったため、当該法人全体の売上高に対する〇〇店の売上高の割合（売上高比率）、又は、当該法人全体の人件費に対する〇〇店の人件費の割合（人件費比率）をもって、13,604,512 円と認定し、その上で、年間収益額の認定にあたって費用としないものは 0 円とした。

#### (4) 年間収益額の認定

上記により、対象事業所の年間収益額を『認定収益額算定書』のとおり認定した。

### 2. 得意先喪失の補償額

#### (1) 得意先喪失の補償額要否の検討

競合関係にある事業者を同一商圈に確認できるため、得意先喪失の補償の必要性を認めた。なお、補償額算定にあたっては、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針第 33 第 1 項 (5)」の規定により次式によって算定した。

得意先喪失補償額 = 従前 1 か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率

## (2)従前1か月の売上高の認定

従前1か月の売上高については、前記の収益減の補償額算定過程において認定した年間売上高に基づいて次のとおりとした。

売上高

$$68,952,036 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 5,746,003 \text{ 円}$$

## (3)売上減少率の認定

売上減少率については、売上減少率表を参考にし、同表のサービス業、符号17「自動車、機械の整備又は修理に関するサービス業」構外移転（短期休業）の場合の70%を認定した。

## (4)限界利益率の認定

限界利益率については、関係資料を検討の上、費用分解基準一覧表を参考に『得意先喪失補償額算定書』を作成し、これより23.2%と認定した。

## 3. 固定的経費の補償額

対象事業所の固定的経費については、収益額認定の過程で必要経費としたものの内から、『固定的経費内訳書』のとおり認定した。

## 4. 休業(人件費)の補償額

対象事業所に従事しているのは、調査日現在において『従業員調査表』のとおり正社員4名及びパートタイム従業員2名である。またパートタイム従業員1名については雇用期間1年以上の有期労働契約者であることから、『国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針第33第1項(3)第3号』に基づき、休業(人件費)の補償の必要性を認めたが、残りのパートタイム従業員1名については、給与明細等にて雇用期間を確認した結果、労基法第21条第2号の臨時雇用者に該当するため補償対象外とした。

## 5. 移転広告費等の補償額

対象事業所の移転、営業休止に伴う広告費等の補償額については、地域性等を検討の上、次のとおりとした。

### (1) 移転広告費等

#### イ 移転広告費

今般の計画に伴い不特定の顧客に営業休止等を認知させる必要があり、その手段として対象事業所の業種、規模より新聞チラシ折込が適当と判断し、次のとおり認定した。枚数については、対象事業所の新聞広告配布エリア、配布枚数を調査した結果、折込チラシ用4,000枚とした。なお、対象事業所の場合、閉店時、開店時の2回分を補償の対象とした。

用紙代+印刷代                      折込料

$$(74,300 \text{ 円} + 3.10 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 枚}) \times 2 \text{ 回} = 173,400 \text{ 円(税抜き)}$$

ロ 移転通知費

用紙代は、見積書参照（省略）。

通知枚数は、総勘定元帳、仕入請求書及び買掛金集計表を参考に代表者への聞き取りを行い、仕入先等通知の必要な事業関係者数より、400枚と認定した。

$$\begin{array}{l} \text{用紙代+印刷代} \qquad \qquad \text{郵送代} \\ 11,200 \text{ 円} \quad + \quad 47.6 \text{ 円} \times 400 \text{ 枚} = 30,240 \text{ 円} \end{array}$$

(2) 開店費用等

イ 開店祝費

移転後の開店祝費として、聞き取り調査・過去の実績等を総合勘案の上、開店披露料理代を5,510円、1日平均来客数20名と認定した。開店披露招待状の用紙代は見積書参照（省略）。

$$\begin{array}{l} \text{用紙代+印刷代} \qquad \qquad \text{開店披露料理代等} \\ 11,500 \text{ 円} \quad + \quad (5,510 \text{ 円} \quad + \quad 76.1 \text{ 円}) \times 20 \text{ 名} = 123,222 \text{ 円} \end{array}$$

(3) その他の費用

イ 引越あいさつ

移転後の引越あいさつ費用として、聞き取り調査・過去の実績等を総合勘案の上、タオル・石けん等の粗品を500円、配布先数を20戸と認定した。

$$\begin{array}{l} \text{粗品} \\ 500 \text{ 円} \quad \times \quad 20 \text{ 戸} = 10,000 \text{ 円} \end{array}$$

ロ 雑費

移転広告費、移転通知費、開店祝費、引越あいさつの10%。

【IV】 営業休止補償額の算定

1. 休業期間中の収益減又は所得減の補償額

$$2,846,453 \text{ 円} \times 10 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 77,985 \text{ 円}$$

2. 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失の補償額

$$5,746,003 \text{ 円} \times 70\% \times 23.2\% = 933,150 \text{ 円}$$

3. 固定的な経費の補償額

$$7,725,953 \text{ 円} \times 10 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 211,669 \text{ 円}$$

4. 従業員に対する休業手当相当額の補償額

$$309,376 \text{ 円}$$

5. 移転広告費等その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額

(1) 移転広告費等

イ 移転広告費

$$(74,300 \text{ 円} \quad + \quad 3.10 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 枚}) \times 2 \text{ 回} = 173,400 \text{ 円(税抜き)}$$

ロ 移転通知費

$$11,200 \text{ 円} \quad + \quad 47.6 \text{ 円} \times 400 \text{ 枚} = 30,240 \text{ 円(税抜き)}$$

(2)開店費用等

イ 開店祝費

11,500 円 + (5,510 円 + 76.1 円) × 20 名 = 123,222 円(税抜き)

(3)その他の費用

イ 引越あいさつ

500 円 × 20 戸 = 10,000 円 (税抜き)

ロ 雑費

移転広告費、移転通知費、開店祝費、その他の費用 (引越あいさつ) の 10%

6. 消費税等相当補償額

389,626 円 × 0.1 = 38,962 円

営業休止補償金 1,941,642 円



営業調査総括表

調査者	〇〇 〇〇	調査年月日	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日		
氏名又は名称	〇〇株式会社	住所又は所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目 〇番 ☎ ( ) -	代表者氏名	〇〇 〇〇
設立年月日	昭和〇年〇月〇日	営業種目	自動車販売・修理	資本金	〇〇〇〇円
法人の組織 (支店等及び子会社)	本 社 _____ 〇〇店   物流グループ _____ △△店   〇〇サービスグループ ..... □□店   〇〇〇〇センター				
	名称	〇〇株式会社〇〇店	所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番	
	責任者の氏名	〇〇 〇〇	開設年月日	平成〇年〇月〇日	平均賃金 〇〇〇〇円
	営業種目	自動車販売・修理	許認可等	〇〇局長指定自動車整備工場	従業員数 6名
移転等の対象となる事業所等	敷地及び建物の所有関係				
	土地所有者 △△△△外3名 (個人) 建物所有者 〇〇株式会社〇〇店 (土地を借地)				
	製造・加工又は販売等の主な品目	主な仕入先	主な販売先(得意先)	売上構成	
				品目	構成比(%)
	新車 自動車部品 新車 新車	〇〇自動車 〇〇部品 〇〇〇〇 〇〇販売	〇〇〇〇 〇〇自動車 〇〇〇〇 〇〇〇〇	新車 中古車 サービス 保険等	60% 10% 25% 5%

## 損益計算書比較表

(単位：円)

項目	年度又は期別	○年度	(%)	×年度	対前年比 (%)	△年度	対前年比 (%)	備考
①	総売上高	3,999,516,194	100.0%	3,903,576,115	97.6%	4,036,903,569	103.4%	
②	売上原価	3,076,216,920	76.9%	2,980,447,888	96.8%	3,091,054,016	103.7%	
③	売上利益	923,299,274	23.0%	923,128,227	99.9%	945,849,553	102.4%	
④	販売費及び一般管理費	781,989,077	19.5%	773,732,384	98.9%	757,890,773	97.9%	
⑤	営業利益	141,310,197	-	149,395,843	105.7%	187,958,780	125.8%	
⑥=⑤/①	総売上高対所得率	3.5%	-	3.8%	-	4.6%	-	
⑦=④/①	総売上高対経費率	19.5%	-	19.8%	-	18.7%	-	

(備考) (%)は、小数点以下第2位切り捨てとする。

仕入先調査表

仕入先名称	所 在	品 名
〇〇自動車(株)	〇〇〇〇〇	自動車
〇〇部品(株)	〇〇〇〇〇	自動車部品
〇〇(株)	〇〇〇〇〇	自動車
〇〇(株)	〇〇〇〇〇	自動車
〇〇タイヤ(株)	〇〇〇〇〇	タイヤ
(株)〇〇タイヤ	〇〇〇〇〇	タイヤ
〇〇ガラス(株)	〇〇〇〇〇	自動車ガラス
(株)〇〇	〇〇〇〇〇	自動車部品

# 従業員調査表

(単位:円)

従業員 氏名	性別	年齢	職種	直近3月間の賃金						摘要	
				〇年〇月		〇年〇月		〇年〇月			合計
				賃金	賃金	賃金	賃金	賃金	賃金		
No.1	○	○	店長	308,000	303,000	302,000	913,000				
No.2	○	○	社員	268,000	250,000	263,000	781,000				
No.3	○	○	社員	233,000	224,000	233,000	690,000				
No.4	○	○	社員	215,000	203,000	239,000	657,000				
No.5	○	○	パートタイム	169,000	176,000	172,000	517,000		給与明細等にて雇 用期間を確認		
No.6	○	○	パートタイム		75,000	60,800	135,800		労基法第21条第2号に該当 し権限対象外(給与明細等 にて雇用期間を確認)		

## 営業補償金算定書（営業休止の補償）

氏名又は名称 ○○株式会社○○店

(単位：円)

補償項目	計 算 式	(消費税等課税対象額) 補償額	備 考
固定的な経費の補償額	$(698,106)円 \times 10日 \div 365日 = (19,126)円$ $7,725,953円 \times 10日 \div 365日 = 211,669円$	(19,126)円 211,669円	
従業員に対する休業手当相当額の補償額	従業員に対する休業手当相当額算定書のとおり	309,376円	
休業期間中の収益減又は所得減の補償額	$2,846,453円 \times 10日 \div 365日 = 77,985円$	77,985円	
一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失の補償額	$5,746,003円 \times 70\% \times 23.2\% = 933,150円$	933,150円	
商品、仕掛品等の減損の補償額		0円	
移転広告費その他の店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額	移転広告費(173,400)円+移転通知費(30,240)円+開店祝費(123,222)円 +その他の費用(10,000)円+雑費(33,686)円= (370,500)円 100円未満切り捨て 移転広告費173,400円+移転通知費30,240円+開店祝費123,222円 +その他の費用10,000円+雑費33,686円=370,500円 100円未満切り捨て	(370,500)円 370,500円	
消費税等抜き計		1,902,680円	
消費税等課税対象額		(389,626)円	
消費税等相当額		38,962円	
補償額合計		1,941,642円	

(備考) 第8条「仮営業所を設置して営業を継続する場合」の補償額の算定にあたっては、本様式に準じて作成すること。

固定の経費内訳書

(単位：円)

科目	認定金額	消費税等課税対象額	摘要	付属明細書番号
賞与	983,249	0		No.1
基本料金	698,106	698,106		No.2
租税公課	932,200	0		No.3
減価償却費	5,112,398	0		No.4
合計	7,725,953	698,106		

## 固定の経費付属明細書

科目名 賞与 (単位：円) No. 1

内 訳	損益計算書 計上 額	収益に加算 できる 額	固定の経費 認 定 額	消費税等 課税対象額	摘 要
〇〇店賞与	983,249	0	983,249	0	
合計	983,249		983,249	0	

## 固定の経費付属明細書

科目名 基本料金 (単位：円) No. 2

内 訳	損益計算書 計上額	収益に加算 できる額	固定の経費 認定額	消費税等 課税対象額	摘要
電話基本料金	42,396	0	42,396	42,396	NTT〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (3,530+3)×12月
電話基本料金	42,396	0	42,396	42,396	NTT〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (3,530+3)×12月
電話基本料金	28,836	0	28,836	28,836	NTT〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (2,400+3)×12月
携帯電話基本料金	26,436	0	26,436	26,436	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (2,200+3)×12月
水道代	7,304	0	7,304	7,304	〇〇市上下水道局 口径〇mm 669.6×100/110×12月
ガス代	23,400	0	23,400	23,400	〇〇(株) ガス使用量RO. 〇月 1,950×12月
電気料	527,338	0	527,338	527,338	〇〇(株) 電気料金請求書RO. 〇 月 48,339.33×100/110×12月
合計	698,106		698,106	698,106	



固定の経費付属明細書

科目名 租税公課 (単位：円) No. 3

内 訳	損益計算書 計上額	収益に加算 できる額	固定の経費 認定額	消費税等 課税対象額	摘要
固定資産税	932,200	0	932,200	0	〇〇店 家屋、償却資産 納税通知書 ※省略
合計	932,200		932,200	0	

## 固定の経費付属明細書

科目名 減価償却費 (単位：円) No. 4

内 訳	損益計算書 計上額	収益に加算 できる額	固定の経費 認定額	消費税等 課税対象額	摘要
建物	2,622,315	0	2,622,315	0	固定資産細目別明細書No. 5
構築物	779,600	0	779,600	0	固定資産細目別明細書No. 6
機械装置	676,746	0	676,746	0	固定資産細目別明細書No. 7
工具器具	444,013	0	444,013	0	固定資産細目別明細書No. 8
車両	589,724	0	589,724	0	固定資産細目別明細書No. 9
合計	5,112,398		5,112,398	0	

# 固定資産細目別明細書

(令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)

建物

(単位：円)

No.5

資産名	供用年月	耐用年数	償却率	取得価額	当期償却額	固定の経費認定額	摘要
事務所工場	H24.7.31	38	0.053	37,024,842	1,371,608	1,371,608	
電気設備 (事務所)	H24.7.31	15	0.133	13,317,303	693,920	693,920	
電気設備 (CP配線)	H24.3.31	15	0.133	200,000	10,421	10,421	
電気設備 (キュービクル)	H24.7.31	15	0.133	3,244,466	169,058	169,058	
給排水 (衛生設備)	H24.7.31	15	0.133	6,911,987	360,160	360,160	
ガス設備	H24.7.31	15	0.133	329,094	17,148	17,148	
合計				61,027,692	2,622,315	2,622,315	

固定資産細目別明細書  
(令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)

構築物

(単位：円)

No. 6

資産名	供用年月	耐用年数	償却率	取得価額	当期償却額	固定の経費認定額	摘要
広告塔	H24.7.31	20	0.133	4,952,711	258,069	258,069	
緑化設備	H24.7.31	20	0.133	1,318,631	68,709	68,709	
アスファルト舗装	H24.7.31	10	0.200	3,974,476	287,604	287,604	
U字溝	H24.7.31	15	0.133	1,584,285	82,552	82,552	
排水管	H24.7.31	15	0.133	321,240	16,739	16,739	
フェンス	H24.7.31	10	0.200	911,062	65,927	65,927	
合計				13,062,405	779,600	779,600	

固定資産細目別明細書  
(令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)

機械装置

(単位：円)

No. 7

資産名	供用年月	耐用年数	償却率	取得価額	当期償却額	固定的経費認定額	摘要
コンプレッサー	H24.7.31	15	0.133	704,201	36,693	36,693	
イコライザーリフト	H24.7.31	15	0.133	1,054,054	54,923	54,923	
ラムダリフト	H24.7.31	15	0.133	1,930,000	184,397	184,397	
ラムダリフト	H24.7.31	15	0.133	1,855,000	199,677	199,677	
トータスリフト	H24.7.31	15	0.133	1,415,000	165,250	165,250	
タイヤチェンジャー	H24.7.31	15	0.133	405,000	20,849	20,849	
ワイヤレスリモコン	H24.7.31	15	0.133	290,538	14,957	14,957	
合計				7,653,793	676,746	676,746	

固定資産細目別明細書  
(令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)

工具器具

(単位：円)

No. 8

資産名	供用年月	耐用年数	償却率	取得価額	当期償却額	固定的経費認定額	摘要
システムラック	H24. 7. 31	15	0. 133	4, 860, 000	250, 196	250, 196	
複合機	H30. 6. 30	5	0. 400	257, 500	72, 100	72, 100	
電話設備	H29. 8. 8	10	0. 200	670, 000	94, 693	94, 693	
金庫	H24. 7. 31	20	0. 100	270, 000	13, 512	13, 512	
バッテリーシステムアライザー	H24. 7. 31	10	0. 200	207, 000	13, 512	13, 512	
合計				6, 264, 500	444, 013	444, 013	

固定資産細目別明細書  
(令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)

(単位：円) No. 9

車両

資産名	供用年月	耐用年数	償却率	取得価額	当期償却額	固定的経費認定額	摘要
サンプルカー	H25. 1. 8	6	0. 333	1, 670, 161	156, 345	156, 345	販売車
サンプルカー	H25. 1. 13	6	0. 333	1, 307, 454	121, 659	121, 659	販売車
サンプルカー	H25. 2. 15	6	0. 333	2, 179, 750	208, 786	208, 786	販売車
サービスカー	H25. 11. 16	6	0. 333	1, 175, 280	102, 934	102, 934	社用車
合計				6, 332, 645	589, 724	589, 724	

従業員に対する休業手当相当額算定書

(単位：円)

従業員 氏名	直近3 月間の 賃金総額 A	暦日数 B	平均賃金 (A/B) C	合計 D	補償率 E	補償 期間 (日) F	補償額 (D×E×F) G	摘要
No. 1	913,000	92	9,923	38,672	0.8	10	309,376	
No. 2	781,000		8,489					
No. 3	690,000		7,500					
No. 4	657,000		7,141					
No. 5	517,000		5,619					

(注)C(平均賃金)については、1円未満切り捨て



## 認定収益額算定書

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
① 営業利益	2,799,607	
② 販売費・一般管理費のうち (③+④) ③ ④	0	
⑤ 営業外収益 (⑥+⑦) ⑥ ⑦	110,700 110,700	
⑧ 営業外費用 (⑨+⑩) ⑨ ⑩	63,854 2,854 61,000	
⑪ 特別利益 (⑫+⑬) ⑫ ⑬	0	
⑭ 特別損失 (⑮+⑯) ⑮ ⑯	0	
⑰ (①+②+⑤-⑧+⑩-⑭)	2,846,453	

※科目は、損益計算書の科目にあわせて記載する。

得意先喪失補償額算定書  
(4) 飲食・サービス業

業種分類(飲・サ) No.17		自動車販売・修理		法人 個人	
資本金	〇〇〇〇千円	年間売上高	68,952 千円	売上減少率	70%
				全従業員数	6名
区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考	
(A) 売上高	① 売上高	68,952,036	売上高	補償対象損益計算書参照	
	② △ 売上値引等				
	③ 雑収入				
	計	68,952,036			
(B) 売上原価	① 期首商品(材料)棚卸高	2,793,458		補償対象損益計算書参照	
	② 商品(材料)仕入高	54,040,560	仕入高	補償対象損益計算書参照	
	③ △ 仕入値引等				
	④ △ 期末商品(材料)棚卸高	4,286,101		補償対象損益計算書参照	
	計	52,547,917			
(C) 販売費・一般管理費	① 容器包装費				
	② 外注運搬費	150,772	新車納入諸掛	費用分解一覧表参照	
	③ 販売促進費	61,692	新車販売活動費	費用分解一覧表参照	
	④ 雑給				
	⑤ 水道光熱費	145,804		費用分解一覧表参照	
	⑥ 外注費				
	計	358,268			
(D) 変動費合計{(B)+(C)}		52,906,185			

(1) 限界利益率

$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{[A] - [D]}{[A]} = \frac{68,952,036 - 52,906,185}{68,952,036}$$

$$= \frac{16,045,851}{68,952,036} = 0.232 \quad (\text{小数点以下第4位切り捨て})$$

限界利益率 23.2%

(2) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

従前1か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率  
(1円未満切り捨て)

$$= 5,746,003 \quad \times \quad 70\% \quad \times \quad 23.2\%$$

$$= 933,150 \quad (\text{1円未満切り捨て})$$

補償額 933,150円

費用分解一覧表  
令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

(業種名：サービス業 )

(単位：円)

勘定科目	金額	変動費(×) 固定費(○) の別	変動費(×)	固定費(○)	摘要
<b>【売上原価】</b>	52,547,917		52,547,917		
期首商品棚卸高	2,793,458	×	2,793,458		
当期商品仕入高	54,040,560	×	54,040,560		
△期末商品棚卸高	4,286,101	×	4,286,101		
<b>【製造原価】</b>					
<b>【工事原価】</b>					
<b>【販売費・一般管理費】</b>	13,604,512		358,268	13,246,244	
広告宣伝費	274,900	○		274,900	
容器包装費	0	×			
外注運搬費	150,772	×	150,772		
荷造費	0	×			
自社車両費	164,345	○		164,345	
販売促進費	61,692	×	61,692		
役員報酬	181,436	○		181,436	
事務員給与	9,200,524	○		9,200,524	
雑給	0	×			
従業員賞与	960,058	○		960,058	
退職金	762,228	○		762,228	
減価償却費	406,065	○		406,065	
賃借料	160,267	○		160,267	
修繕費	36,179	○		36,179	
事務用消耗品費	114,163	○		114,163	
通信交通費	196,518	○		196,518	
水道光熱費	145,804	×	145,804		
租税公課	99,284	○		99,284	
寄付金	2,335	○		2,335	
外注費	0	×			
接待交際費	14,802	○		14,802	
保険料	9,477	○		9,477	
備品・消耗品費	27,137	○		27,137	
法定福利費	604,313	○		604,313	
厚生費	21,866	○		21,866	
管理諸費	0	○			

試験研究費	0	○			
諸会費	0	○			
組合費	0	○			
図書費	0	○			
雑費	10,347	○		10,347	
<b>【営業外費用】</b>					
合計	66,152,429		52,906,185	13,246,244	

(備考) 勘定科目は、調査した会計資料を元に記載すること。

移 転 広 告 費 等 算 定 書

(単位：円)

項 目	単 位	員 数	単 価	金 額	消費税等課税対象額	備 考
移転広告費	回	2	86,700	173,400	173,400	(74,300円+3,10円×4,000枚)×2回
移転通知費				30,240	30,240	11,200円+47.6円×400枚
開店祝費				123,222	123,222	11,500円+(5,510円+76.1円)×20人
その他の費用(引越あいさつ)	戸	20	500	10,000	10,000	500円×20戸
雑費	%	10	336,862	33,686	33,686	移転広告費、移転通知費、開店祝費、その他の費用(引越あいさつ)の10%
						令和〇年度損失補償算定標準書参照※省略
合計				370,500	370,500	100円未満切り捨て

補償対象損益計算書

(単位：円)

科目	全体	〇〇店	〇〇店除く	備考
(1) 売上高	4,036,903,569	68,952,036	3,967,951,533	※元帳省略
(2) 売上原価((3)+(4)-(5))	3,091,054,016	52,547,917	3,038,506,099	
(3) 期首棚卸高	164,321,100	2,793,458	161,527,642	※元帳省略
(4) 仕入高	3,178,856,516	54,040,560	3,124,815,956	〇〇店売上高比率 0.017 小数点以下第4位切捨て 68,952,036 / 4,036,903,569
(5) 期末棚卸高	252,123,600	4,286,101	247,837,499	※元帳省略
(6) 売上総利益((1)-(2))	945,849,553	16,404,119	929,445,434	※元帳省略
(7) 販売費及び一般管理費	757,890,773	13,604,512	744,286,261	販売費及び一般管理費参照
(8) 営業利益((6)-(7))	187,958,780	2,799,607	185,159,173	
(9) 営業外収益	11,943,512	110,700	11,832,812	※元帳省略
(10) 営業外費用	3,756,154	63,854	3,692,300	※元帳省略
(11) 認定収益額((8)+(9)-(10))	196,146,138	2,846,453	193,299,685	

販売費及び一般管理費

(単位：円)

科目	全体	〇〇店	〇〇店除く	摘要
宣伝広告費	16,170,618	274,900	15,895,718	売上高比率0.017
外注運搬費	8,868,954	150,772	8,718,182	同上
自社車両費	9,667,386	164,345	9,503,041	同上
販売促進費	3,628,965	61,692	3,567,273	同上
役員報酬	10,672,715	181,436	10,491,279	同上
事務員給与	500,304,124	9,200,524	491,103,600	元帳省略
従業員賞与	57,838,221	960,058	56,878,163	同上
退職金	43,975,590	762,228	43,213,362	同上
減価償却費	23,886,202	406,065	23,480,137	売上高比率0.017
賃借料	9,427,505	160,267	9,267,238	同上
修繕費	2,128,177	36,179	2,091,998	同上
事務用消耗品費	6,715,480	114,163	6,601,317	同上
通信交通費	11,559,886	196,518	11,363,368	同上
水道光熱費	8,576,759	145,804	8,430,955	同上
租税公課	5,840,242	99,284	5,740,958	同上
寄付金	137,402	2,335	135,067	同上
接待交際費	870,757	14,802	855,955	同上
保険料	557,528	9,477	548,051	同上
備品・消耗品費	1,596,351	27,137	1,569,214	同上
法定福利費	33,572,967	604,313	32,968,654	人件費比率0.018
厚生費	1,286,272	21,866	1,264,406	売上高比率0.017
雑費	608,672	10,347	598,325	同上
合計	757,890,773	13,604,512	744,286,261	

※1 事務員給与、従業員賞与、退職金以外の科目については、〇〇店の経費の抽出が困難なことから、企業全体に対する〇〇店の売上高比率等により、〇〇店の経費等を認定する。

※2 法定福利費を除く科目は、売上高比率とする。

〇〇店 売上高比率  $68,952,036 / 4,036,903,569 = 0.017$  (小数点以下第4位切捨て)

※3 法定福利費は、人件費比率とする。

〇〇店 人件費比率  $10,922,810 / 602,117,935 = 0.018$  (小数点以下第4位切捨て)

# 移 転 工 程 表

【構外再築工法】																
日数																
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	日数	摘要
工事名称																
動産（整理・梱包）	2.0日														2	
動産運搬		2.0日													2	
動産（荷解き・再配置）			3.0日												3	
機械設備取外し・解体・運搬	4.0日														4	※機械工作物の再築・復元毎に検討した 移転工程表は省略
機械据付け				5.0日											5	
機械試運転調整									1.0日						1	
許認可期間															0	認証、指定等の窓口である〇〇県自動車振興会に確認 したところ、本件は「指定工場の変更」となるが、十分な事 前協議を実施すれば申請・検査・許可期間を考慮する必 要はないとの回答を得ている
営業休止期間	10.0日														10	



【算定例2】（個人事業） 酒店が支障となった場合の営業休止の補償事例

## 営業補償金算定書

### 【I】事業概況

調査対象事業所は、〇〇酒店であり、その事業概況は次のとおりである。

#### 1. 事業概要

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 社名（屋号）   | 〇〇酒店   |
| (2) 本店所在地    | 〇〇県××市△△1234-5   |
| (3) 代表者      | 〇〇〇〇   |
| (4) 営業種目     | 酒類、たばこ、食料品小売業  |
| (5) 店舗       | 本店舗のみ  |
| (6) 定休日・営業時間 | 土日祝日・営業時間 07:00～17:00  |
| (7) 開業       | 昭和〇年〇月〇日   |
| (8) 売上高      | 1,310 万円（第〇期 △年〇月〇日末期）   |
| (9) 営業の許認可   | 一般酒類小売業免許、製造たばこ小売販売業許可、<br>食品販売業 ◆◆保第 000000 号、乳類販売業 ◆◆保第 000000 号 |
| (10) 資本金     | 不明   |
| (11) 従業員     | 2 名（△年〇月末現在）   |
| (12) 取引銀行    | 〇〇銀行〇〇支店   |
| (13) 税の申告    | 個人   |
| (14) 消費税の申告  | 課税売上高 5,000 万円以下簡易課税   |
| (15) 発行株式数   | なし   |

#### 2. 移転対象事業所概要

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 店名       | 〇〇酒店   |
| (2) 所在地      | 〇〇県××市△△1234-5   |
| (3) 店長       | 〇〇〇〇   |
| (4) 営業種目     | 酒類、たばこ、食料品小売業  |
| (5) 定休日・営業時間 | 土日祝日・営業時間 07:00～17:00  |
| (6) 開店       | 昭和 20 年 1 月 1 日  |
| (7) 営業の許認可   | 一般酒類小売業免許、製造たばこ小売販売業許可、<br>食品販売業 ◆◆保第 000000 号、乳類販売業 ◆◆保第 000000 号 |
| (8) 従業員      | 2 名（調査時点）  |

#### 3. 営業概要

〇〇酒店（以下、被補償者という）は、昭和〇年に先代の〇〇××が開業し、平成〇年に〇〇〇〇が相続し事業主となっている。（現在は、〇〇〇〇の娘△△△△（専従者）が事実上運営を行っており、現在に至る。）

営業内容は、酒類、たばこ、食料品を販売しており、日用雑貨等も取り扱っている。

顧客は 50 件ほどであり、近隣の飲食店、企業、近隣住人が多く、顧客の要望に応じ配達も行う。

## 【Ⅱ】営業補償指針

### 1. 営業休止期間について

対象事業所の移転工法・業種・業態等を総合勘案した結果、営業休止補償を実施することが妥当と認めた。建物移転工法は構外再築工法を認定し、その営業休止期間については、『移転工程表』のとおり、7日間とした。

## 【Ⅲ】営業休止補償額の算定

### 1. 収益減の補償について

#### (1) 年間収益額の算定方法

被補償者の納税申告は税理士に委嘱して行われており、毎年、◆◆税務署に提出されている。収集した調査時期直近3事業年度の申告書類は、◆◆税務署長発行の納税証明書と所得金額と一致したため、真正のものと認め、これに基づき以下の検討を行うこととした。

#### (2) 年間売上損益の認定

収集資料による調査時期直近3事業年度の売上損益の状況は『損益計算書比較表』のとおりである。調査時期直近3事業年度の売上高はばらつきがあるが、売上総利益率はやや下落傾向にある。被補償者の陳述によると、各年度において特段の事情はなく、通常の営業がなされていたとのことである。従って、補償対象売上損益としては、原則どおり調査時期の状況を最も示す直近事業年度である△年度を採用することとした。

#### (3) 販売費及び一般管理費の認定

△年○月期の決算報告書、総勘定元帳及び事業関係者への聞き取り調査等を参考に、販売費及び一般管理費内訳書のとおり2,439,910円と認定し、その上で、年間収益額の認定にあたって費用としないものは0円とした。

#### (4) 年間収益額の認定

上記により、被補償者の年間収益額を『認定収益額算定書』のとおり認定した。

### 2. 得意先喪失の補償額

#### (1) 得意先喪失の補償額要否の検討

競合関係にある事業者を同一商圈に確認できるため、補償額算定にあたっては、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針第33第1項(5)」の規定により次式によって算定した。

$$\text{得意先喪失補償額} = \text{従前1か月の売上高} \times \text{売上減少率} \times \text{限界利益率}$$

#### (2) 従前1か月の売上高の認定

従前1か月の売上高については、前記の収益減の補償額算定過程において認定した年間売上高に基づいて次のとおりとした。

売上高

$$13,156,011 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 1,096,334 \text{ 円}$$

### (3) 売上減少率の認定

売上減少率については、売上減少率表を参考にし、同表の小売業、符号9「飲食料品、日用品、雑貨等の最寄品を主として販売する小売業又は製造販売業（生鮮食品、一般食品等の食料、弁当総菜類、医療品、化粧品、文具、書籍、CD、陶磁器等）」構外移転・短期休業の場合の145%を認定した。

### (4) 限界利益率の認定

限界利益率については、関係資料を検討の上、費用分解基準一覧表を参考に『得意先喪失補償額算定表』を作成し、これより20.8%と認定した。

## 3. 固定的経費の補償額

対象事業所の固定的経費については、収益額認定の過程で必要経費としたものの内から、『固定的経費内訳表』のとおり認定した。

## 4. 休業(人件費)の補償額

対象事業所に従事しているのは、調査日現在において従業員調査表のとおり代表者〇〇〇及び△△△△である。

△△△△については、雇用期間1年以上の専従者であるが、代表者の縁故者（代表者〇〇〇〇の娘）であり、聞き取りによる実態調査に基づき、営業休止期間中の休業手当が支払われないことを確認したことから、休業（人件費）の補償は不要とした。

## 5. 移転広告費等の補償額

被補償者の移転、営業休止に伴う広告費等の補償額については、地域性等を検討の上、令和〇年度□□地方整備局損失補償標準単価表・営業補償単価（以下、「標準単価表」という。）に基づき次のとおりとした。

### (1) 移転広告費等

#### イ 移転広告費

$$\begin{aligned} \text{移転広告費} &= (\text{広告枚数} \times \text{印刷・用紙代} + \text{諸経費}) \times \text{回数} \\ &= (10,000 \text{ 枚} \times 11.8 \text{ 円} + 11,800 \text{ 円}) \times 2 \text{ 回} = 259,600 \text{ 円} \\ &(\text{うち消費税等課税対象額}) \end{aligned}$$

$$(10,000 \text{ 枚} \times 11.8 \text{ 円} + 11,800 \text{ 円}) \times 2 \text{ 回} = 259,600 \text{ 円}$$

#### ロ 移転通知費

$$\begin{aligned} \text{移転通知費} &= \text{印刷・葉書代} \times \text{移転通知枚数} + \text{諸経費} \\ &= (200 \text{ 円} \times 100 \text{ 枚} + 2,000 \text{ 円}) = 22,000 \text{ 円} \\ &(\text{うち消費税等課税対象額}) \end{aligned}$$

$$(200 \text{ 円} \times 100 \text{ 枚} + 2,000 \text{ 円}) = 22,000 \text{ 円}$$

### (2) 開店費用等

#### イ 開店祝費

$$\begin{aligned} \text{招待客数} \times (\text{招待状の印刷・封書代} + \text{酒肴代} + \text{記念品} + \text{諸経費}) \\ 30 \text{ 人} \times (68.6 \text{ 円} + 2,500 \text{ 円} + 1,000 \text{ 円} + 331.4 \text{ 円}) \\ = 117,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

(うち消費税等課税対象額)

$$30 \text{ 人} \times (68.6 \text{ 円} + 1,900 \text{ 円} + 1,000 \text{ 円} + 331.4 \text{ 円}) = 99,000 \text{ 円}$$

ロ 粗品費

粗品費 = 顧客数 × 粗品代

$$(200 \text{ 人} \times 1,000 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円}) = 220,000 \text{ 円}$$

(うち消費税等課税対象額)

$$(200 \text{ 人} \times 1,000 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円}) = 220,000 \text{ 円}$$

ハ 捨て看板費

捨て看板費 = 本数 × 看板費単価

$$(4 \text{ 本} \times 14,800 \text{ 円}) = 59,200 \text{ 円}$$

(うち消費税等課税対象額)

$$(4 \text{ 本} \times 14,800 \text{ 円}) = 59,200 \text{ 円}$$

(3) その他の費用

法令上の手続き及びその他の諸経費、野立看板の書き換えに要する費用、  
営業用自動車の車体文字の書き換えに要する費用等

当該案件では、「その他の費用」の補償は不要と認定

【IV】 営業休止補償額の算定 (機械設備再築工法 7 日間)

1. 固定的な経費の補償額

$$986,695 \text{ 円} \times 7 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 18,922 \text{ 円}$$

(うち消費税等課税対象額)

$$560,724 \text{ 円} \times 7 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 10,753 \text{ 円 (消)}$$

2. 休業期間中の収益減又は所得減の補償額

$$323,254 \text{ 円} \times 7 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 6,199 \text{ 円}$$

3. 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失の補償額

$$13,156,011 \text{ 円} \div 12 \text{ か月} \times 145\% \times 20.8\% = 330,654 \text{ 円}$$

4. 移転広告費その他店舗等の移転に伴う通常生ずる損失額

(1) 移転広告費等

イ 移転広告費

$$(10,000 \text{ 枚} \times 11.8 \text{ 円} + 11,800 \text{ 円}) \times 2 \text{ 回} = 259,600 \text{ 円}$$

ロ 移転通知費

$$(200 \text{ 円} \times 100 \text{ 枚} + 2,000 \text{ 円}) = 22,000 \text{ 円}$$

$$259,600 \text{ 円} + 22,000 \text{ 円} = 281,600 \text{ 円 (消費税等課税対象額 281,600 円)}$$

(2) 開店費用等

イ 開店祝費

$$30 \text{ 人} \times (68.6 \text{ 円} + 2,500 \text{ 円} + 1,000 \text{ 円} + 331.4 \text{ 円}) = 117,000 \text{ 円}$$

(消費税等課税対象額 99,000 円)

ロ 粗品費

$$(200 \text{ 人} \times 1,000 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円}) = 220,000 \text{ 円}$$

ハ 捨て看板費

$$(4 \text{ 本} \times 14,800 \text{ 円}) = 59,200 \text{ 円}$$

$$117,000 \text{ 円} + 220,000 \text{ 円} + 59,200 \text{ 円} = 396,200 \text{ 円}$$

$$99,000 \text{ 円} + 220,000 \text{ 円} + 59,200 \text{ 円} = 378,200 \text{ 円 (消費税等課税対象額)}$$

$$281,600 \text{ 円} + 396,200 \text{ 円} = 677,800 \text{ 円}$$

$$281,600 \text{ 円} + 378,200 \text{ 円} = 659,800 \text{ 円 (消費税等課税対象額)}$$

5. 消費税等相当補償額

$$670,553 \text{ 円} \times 0.10 = 67,055 \text{ 円}$$

営業休止補償金 1, 100, 630円

営業調査総括表

調査者	〇〇〇〇	調査年月日		R〇.〇.〇 ~ R△.△.△		
氏名又は名称	〇〇酒店	住所又は所在地	〇〇県××市△△1234-5 ☎ (000) 000-0000	代表者氏名	〇〇〇〇	
設立年月日	S20. 1. 1	営業種目	酒類、たばこ、 食料品小売業	資本金	— 円	
法人の組織 (支店等及び子会社)	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">〇〇酒店 (本店のみ)</div> 代表者 〇〇〇〇   専従者 △△△△ (その他状況によって、繁忙期のみ短期アルバイト雇用)					
移転等の 対象となる 事業所等	名称	〇〇酒店	所在地	〇〇県××市△△1234-5		
	責任者の氏名	〇〇〇〇	開設年月日	S20. 1. 1	平均賃金	80,000円
	営業種目	小売業	許認可等	食品販売業 ◆◆保第0000000号 他	従業員数	2 名
	敷地及び建物の所有関係					
	敷地及び建物 いずれも〇〇酒店代表者〇〇〇〇所有					
	製造、加工又は販売等の主な品目	主な仕入先	主な販売先(得意先)		売上構成	
酒 たばこ 食料品 他	(株) □□ 〇〇 (株) △△△酒店 (株) 他	個人客 飲食店 他		品 目	構成比 (%)	
				酒・食料品	82%	
				たばこ	18%	

## 損益計算書比較表

(単位：円)

項目	年度又は期別	○年度	(%)	×年度	対前年比 (%)	△年度	対前年比 (%)	備考
①	総売上高	19,658,369	100.0%	17,599,678	89.5%	13,156,011	74.7%	
②	売上原価	16,928,082	86.10%	13,767,935	81.3%	10,392,847	75.4%	
③	売上利益	2,730,287	13.80%	3,831,743	140.3%	2,763,164	72.1%	
④	販売費及び一般管理費	3,769,216	19.10%	3,042,624	80.7%	2,439,910	80.1%	
⑤	営業利益	-1,038,929	—	789,419	-75.9%	323,254	40.9%	
⑥=⑤/①	総売上高対所得率	-5.28%	—	4.48%	—	2.45%	—	
⑦=④/①	総売上高対経費率	19.17%	—	17.28%	—	18.54%	—	

(備考) (%) は、小数点以下第2位切り捨てとする。



仕入先調査表

仕入先名称	所 在	品 名
(株)□□	××市□□町	酒類
○○(株)	○○市××町	たばこ
△△△酒店(株)	××市◎◎町	酒類
(株)××商店	○○市××町	酒類
◇◇酒造(株)	○○市◆◆町	酒類
(合)☆☆酒造場	△△県▲▲郡□□村	酒類
その他		

従業員調査表

(単位:円)

従業員氏名	性別	年齢	職種	直近3月間の賃金				摘要
				年 月	年 月	年 月	合計	
				賃金	賃金	賃金		
△△△△	女	70	専従者	80,000	80,000	80,000	240,000	△△△△は、代表者○○○○の娘であり、聞き取りによる実態調査の結果、営業休止期間中、休業手当は支払われなかったことを確認したことから、休業手当補償対象外とする。

## 営業補償金算定書（営業休止の補償）

氏名又は名称 ○○酒店

(単位：円)

補償項目	計算式	(消費税等課税対象額) 補償額	備考
固 定 的 な 経 費 の 額 補 償 額	$(560,724)円 \times 7日 \div 365日 = (10,753)円$ $986,695円 \times 7日 \div 365日 = 18,922円$	(10,753)円 18,922円	
従 業 員 に 対 す る 休 業 手 当 額 の 補 償 額			
休 業 期 間 中 の 収 益 減 又 は 所 得 減 の 補 償 額	$323,254円 \times 7日 \div 365日 = 6,199円$	6,199円	
一 時 的 に 得 意 を 喪 失 す る こ と に よ っ て 通 常 生 ず る 損 失 の 補 償 額	$1,096,334円 \times 145\% \times 20.8\% = 330,654円$	330,654円	
商 品 、 仕 掛 品 等 の 減 損 の 補 償 額			
移 転 広 告 費 そ の 他 店 舗 等 の 移 転 に 伴 い 通 常 生 ず る 損 失 の 補 償 額	移転広告費等(281,600)円+開店税費等(378,200)円+その他費用(-)円 = (659,800)円 移転広告費等 281,600円+開店税費等 396,200円+その他費用 - 円 = 677,800円	(659,800)円 677,800円	
消 費 税 等 抜 き 計		1,033,575円	
消 費 税 等 課 税 対 象 額		(670,553)円	
消 費 税 等 相 当 額		67,055円	
補 償 額 合 計		1,100,630円	

(備考) 第8条「仮営業所を設置して営業を継続する場合」の補償額の算定にあたっては、本様式に準じて作成すること。

固定の経費内訳書

(単位：円)

科 目	認 定 金 額	消費税等課税対象額	摘要	付 属 明 細 書 番 号
租税公課	196,400	0		科目名 租税公課
水道光熱費	139,692	139,692		科目名 水道光熱費
通信費	52,661	52,661		科目名 通信費
広告宣伝費	67,371	67,371		科目名 広告宣伝費
損害保険料	202,430	0		科目名 損害保険料
諸会費	22,141	0		科目名 諸会費
リース料	48,000	48,000		科目名 リース料
雑費	258,000	253,000		科目名 雑費
合計	986,695	560,724		

固定的経費付属明細書

(単位：円)

科目名	租税公課	内	記	損益計算書 計上額	収益に加算 できる額	固定的経費 認定額	消費税等 課税対象額	摘要
	固定資産税			176,300		176,300	0	
	軽自動車税			20,100		20,100	0	
	印紙税			4,800		0	0	
	合計			201,200	0	196,400	0	

### 固定的経費付属明細書

(単位：円)

科目名	水道光熱費							
内	記	損益計算書 計上額	収益に加算 できる額	固定的経費 認定額	消費税等 課税対象額	摘要		
電灯費		4,010		3,444	3,444			
従量電灯C		234,911		25,920	25,920			
深夜電力B		37,142		9,360	9,360			
低圧電力		102,737		62,928	62,928			
ガス代		31,158		16,920	16,920			
水道料金		22,800		21,120	21,120			
合計		432,758	0	139,692	139,692			

固定的経費付属明細書

(単位：円)

科目名	内 訳	損益計算書 計上 額	収益に加算 でき る 額	固定的経費 認 定 額	消費税等 課税対象額	摘要
	電話料金	41,882		27,883	27,883	
	NHK放送受信料	24,778		24,778	24,778	
	合計	66,660	0	52,661	52,661	

固定の経費付属明細書

(単位：円)

科目名	内 訳	損益計算書 計上 額	収益に加算 でき る 額	固定の経費 認 定 額	消費税等 課税対象額	摘要
	配布タオル代	45,371		45,371	45,371	
	配布カレンダー代	22,000		22,000	22,000	
	合計	67,371	0	67,371	67,371	



## 固定の経費付属明細書

科目名	損害保険料					(単位：円)
内 訳	損益計算書 計上 額	収益に加算 でき る 額	固定の経費 認 定 額	消費税等 課税対象額	摘要	
自動車任意保険	127,810		127,810	0		
地震保険	9,530		9,530	0		
火災保険	65,090		65,090	0		
合計	202,430	0	202,430	0		

固定的経費付属明細書

(単位：円)

科目名	諸会費	損益計算書 計上額	収益に加算 できる額	固定的経費 認定額	消費税等 課税対象額	摘要
内	組合賦課金	16,141		16,141	0	
	会費	6,000		6,000	0	
	合計	22,141	0	22,141	0	

固定の経費付属明細書

(単位：円)

科目名	内 訳	損益計算書 計上 額	収益に加算 でき る 額	固定の経費 認 定 額	消費税等 課税対象額	摘要
	レジスタリース料	48,000		48,000	48,000	
	合計	48,000	0	48,000	48,000	

### 固定的経費付属明細書

(単位：円)

科目名 雑費	内 訳	損益計算書 計上 額	収益に加算 でき る 額	固定的経費 認 定 額	消費税等 課税対象額	摘要
	税理士報酬	253,000		253,000	253,000	
	新聞購読費	36,538		0	0	
	秤検査代	1,000		1,000	0	
	〇〇町内会費	4,000		4,000	0	
	換金手数料 (ファミマ商品券)	1,511		0	0	
	自販機取扱代	1,852		0	0	
	合計	297,901	0	258,000	253,000	

## 認定収益額算定書

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
① 営 業 利 益	323,254	
② 販売費・一般管理費のうち (③+④) 費用としないもの	0	
③		
④		
⑤ 営 業 外 収 益 (⑥+⑦)	0	
⑥		
⑦		
⑧ 営 業 外 費 用 (⑨+⑩)	0	
⑨		
⑩		
⑪ 特 別 利 益 (⑫+⑬)	0	
⑫		
⑬		
⑭ 特 別 損 失 (⑮+⑯)	0	
⑮		
⑯		
⑰ 認 定 収 益 額 (①+②+⑤-⑧+⑩-⑭)	323,254	

※科目は、損益計算書等の科目にあわせて記載する。

得意先喪失補償額算定書

(3) 卸・小売業

業種分類 (卸・小) No.9		業種内容: 酒類、たばこ、食料品小売業		法人・個人	
資本金	千円	年間売上高	13,074 千円	売上減少率	145.0 %
					全従業員数
					2 名

区分	勘定科目	金額	科目の内容	備考
〔A〕 売上高	① 売上高	13,074,455		
	② △売上値引等			売上戻り、返品戻りを含む。
	③ 雑収入	81,556		収益認定の際に計上できるもの
	計	13,156,011		
〔B〕 売上原価	① 期首商品棚卸高	1,687,190		
	② 商品仕入高	10,100,695		
	③ △仕入値引等			仕入戻し、返品戻しを含む。
	④ △期末商品棚卸高	1,395,038		
	計	10,392,847		
〔C〕 販売費・一般管理費	① 容器包装費			荷造材料費
	② 発送配達費			荷造・運搬費、車両費、燃料費
	③ 販売促進費			販売手数料・見本費
	④ 雑給	20,000	給料賃金	臨時雇員の賃金・給与
	⑤ 外注費			
	⑥ 保管料			
	⑦ 保険料			商品保険料
	計	20,000		
〔D〕変動費合計 (B) + (C)		10,412,847		

(1) 限界利益率

$$\frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} = \frac{[A] - [D]}{[A]} = \frac{13,156,011 - 10,412,847}{13,156,011} = 0.208$$

(小数点以下第4位切り捨て)

限界利益率	20.8 %
-------	--------

(2) 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額

従前1か月の売上高 × 売上減少率 × 限界利益率  
(1円未満切り捨て)

$$1,096,334 \times 145\% \times 20.8\% = 330,654 \quad (1円未満切り捨て)$$

補償額	330,654円
-----	----------

費用分解一覧表  
△年 1 月 1 日～△年12月31日

(業種名：卸・小売業)

(単位：円)

勘定科目	金額	変動費 (×) 固定費 (○) の 別	変動費 (×)	固定費 (○)	摘要
【売上原価】	10,392,847		10,392,847		
期首商品棚卸高	1,687,190	×	1,687,190		
商品仕入高	10,100,695	×	10,100,695		
△期末商品棚卸高	1,395,038	×	1,395,038		
【製造原価】					
【工事原価】					
【販売費・一般管理費】	980,000		20,000	960,000	
雑 給	20,000	×	20,000		
専 従 者 給 与	960,000	○		960,000	
【営業外費用】					
合計	11,372,847		10,412,847	960,000	

(備考) 勘定科目は、調査した会計資料を元に記載すること。

移転広告費等算定書

(単位：円)

項 目	単 位	員 数	単 価	金 額	消費税等課税対象額	備 考
移転広告費	回	2	129,800	259,600	259,600	
移転通知費	通	100	220	22,000	22,000	
開店祝費	式	1		117,000	99,000	
粗品費	個	200	1100	220,000	220,000	
捨て看板費	式	1		59,200	59,200	
その他の費用						
合計				677,800	659,800	



# 移転工程表

項目	日数														計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
動産移転	整理・荷造り															6.00日
		運搬	荷解き・陳列・整理													
冷蔵設備復元	移設機器撤去															6.00日
		運搬	移設機器据付・調整													
工作物移設	撤去															5.00日
		運搬	据付													
保健所検査						検査									許可証発行	0.50日
										※保健所許可証発行手続き期間						
営業再開準備						開店準備										0.50日
営業休止期間																7.00日

※営業許可証発行に一週間程度要するが、検査に問題が無ければ翌日より営業可能